

第4回門真市教育振興基本計画策定委員会 議事録

開催日時 平成27年11月16日(月) 午前9:30~12:35

開催場所 門真市立文化会館 3階 音楽室

出席者 森田英嗣、工藤宏司、高松みどり、片山仁、川村早余子、山中明宏、小寺弘明、峯松大輔、岡田和樹、稲毛雅夫、藤井良一、柴田昌彦、河合敏和

事務局 山口学校教育部次長、西岡教育総務課長、三村学校教育課長、成田学校教育課参事、松村教育総務課長補佐、永田教育総務課主査、

傍聴者 4名

議事

開会と資料の確認

森田委員長

本日はご多忙の中、「第4回門真市教育振興基本計画策定委員会」にご出席いただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

初めに、事務局から、資料の確認をお願いします。

事務局（西岡教育総務課長）

学校教育部教育総務課長の西岡でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料の確認をしたいと思います。

- 1点目 配布リスト
- 2点目 配席図
- 3点目 会議次第
- 4点目 資料1 「第3回策定委員会議事録」
- 5点目 資料2 「門真市教育振興基本計画（素案）」
- 6点目 資料3 「第3回策定委員会時点の素案」
- 7点目 資料4 「パブリックコメントについて」
- 8点目 資料5 「門真市教育振興基本計画策定スケジュール」

以上となっております。

皆様、すべてお手元にありますでしょうか。

1. 計画素案について

第1章、第2章について

森田委員長

ありがとうございました。

それでは、まずは案件1. 計画素案についてですが、前回委員の皆様からいただいた意見を基に計画の修正案が作成されています。これが資料の2です。

本日、この案を基に議論していただき、内容の修正があれば、修正をいたしますが、まずは、前回の確認ということです。その後にパブリックコメントの実施をするということになります。本日は、そのパブリックコメントをいただく素案について、確定したいと思います。

それではまずは、「第1章 計画の策定にあたって」、「第2章 門真市の教育がめざす姿」について説明を事務局よりお願いします。

事務局（西岡教育総務課長）

【資料の見方の説明】

それでは計画素案の第1章、第2章を説明させていただきます。資料2「門真市教育振興基本計画（素案）」を使用し、説明させていただきます。

資料3は前回第3回策定委員会時点のもので、どのように変わったのか参考にしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

説明については、前回から修正させていただいた部分を中心に説明させていただきます。修正箇所は網掛けにさせていただいており、前回の委員の皆様方にいただいた意見を基に修正した部分など内容についての修正は、濃い網掛けにさせていただいています。それ以外の表現を整えた部分については、薄い網掛けにしております。

本日は、濃い網掛けを中心に説明をさせていただきます。

【第1章の説明】

それでは第1章についてです。

1ページをご覧ください。

2行目に「子どもの貧困」という文言を追加しております。これは近年、教育を取り巻く環境には子どもの貧困も大きな課題となっていることから追記させていただきました。

次に、3ページをご覧ください。

①人口の推移と推計と②児童・生徒数の推移と推計の箇所、一部データの記載を誤っておりましたので、修正させていただいております。

次に、7ページをご覧ください。

⑤として読書の状況を追記しております。

前回委員より第3章に読書についての施策が記載されているので、読書状況についても記載した方が良いのでは、とのご意見をいただきましたので、追記をいたしまし

た。

本データにつきましては、27年度策定予定であります、第2次門真市子ども読書活動推進計画の策定の中で実施したアンケートの内容でございます。

公立図書館の利用頻度と学校図書室の利用頻度のデータを記載しております。

どちらも学年が上がるほど利用頻度が下がっております。特に中学生の利用頻度が少ないので、中学生の興味・関心に合う取組や読書環境の充実が必要であることが伺えます。

次に、8ページをご覧ください。

⑦学校施設設備の状況ですが、大規模改修での部分的な改修を行っているためそのことなどをより詳しく記載しております。

以上が第1章です。

【第2章の説明】

続きまして、第2章を説明させていただきます。

9ページの下部の注釈をご覧ください。

基本目標1の「15年一貫教育」に注釈をつけました。

読み上げます。

「15年一貫教育 本市では、就学前から義務教育修了までの15年間を一つながりとして捉え、教育だけでなく、保護者への支援、子育てへの支援等、学校・家庭・地域・行政みんながつながり、総ぐるみで子どもたちの夢と幸せをはぐくんでいこうとするもの。」とし、本計画での15年一貫教育の定義を示しております。

次に、10ページをご覧ください。

基本目標3を「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政がつながります」とさせていただいております。以前は「をつなげます」という表現だったのですが、主体が行政だけになるのではとの、委員の方からご意見をいただきましたので、それぞれが主体になるようにこのような表現に修正しております。

その下の、説明の部分では「協働を発展させ」を追記することで地域での協働を強調した内容にしております。

【体系図の説明】

次に、11ページをご覧ください

計画の体系図ですが、第3章の内容とタイトルを合わせるために、基本目標、施策の方向と実施施策について変更をいたしました。

まず、基本目標1の下の施策の方向・実施施策の3の(1)は「インクルーシブ教育の推進」から「インクルーシブ教育の観点を重視した教育の推進」へ変更しております。

また、その下の4の(4)は「英語教育の充実」から「学校における英語教育の充実」へ(5)は「公民協働による英語学習の充実」に変更をしております。

次に、基本目標2の下の方策の方向・実施方策の3の(2)は「学校の特色づくり」から「学校の自立性の確保」へ変更しております。

次に、基本目標3ですが、先ほど申し上げたとおり「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政をつなぎます」から「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政がつながります」としてしております。

その下の方策の方向1、2も同じく表現を揃え「をつなぎます」から「がつながります」へ修正しております。

実施方策の1の(2)は「地域による子どもの見守り活動の推進」を追加いたしました。

また、2の(1)は「放課後子ども総合プランの推進」から「子どもの居場所づくりの推進」へ変更し、(2)は「放課後家庭学習支援の推進」から「子どもの学習支援の推進」へ変更しております。

それぞれ修正した理由などは第3章の説明でさせていただきます。

以上が第1章、第2章の説明です。

森田委員長

はい、ありがとうございました。濃い網掛けと薄い網掛けがあって、委員の皆様のご意見に基づいての修正箇所であり、薄い網掛けの箇所は文言など、それ以外の修正であるということです。

それでは今ご説明いただきました第1章、第2章について、何かご意見ご質問はありませんか。

川村委員

質問ですが、素案を読んでいて気になるのが「チーム学校」です。私の認識では文部科学省が掲げる、「チーム学校」とは学校の中のことだけではなく、子どもたちを教育するために先生だけではなく、先生の負担を軽減するために外の人材を活用する、例えば、企業であったり、地域であったりのように認識しているのですが。それでいいのであれば、基本目標の2の「「チーム学校」をつります」を読むと、学校だけのチームのように齟齬を感じます。

文科省の示す「チーム学校」と素案に掲載されているチーム学校が同じなのか違うのか、同一であれば、先ほど話したように外部人材を活用するというように文言を書き加えないと行き着かないと思います。

森田委員長

今のご質問に関しては、特に11ページの方策の体系の2についてだと思います。文科省が掲げているのは、学校の皆さんが、スクールカウンセラーやボランティアの方、さまざまな人材とチームを組んで活動するというイメージがあるのですが、もう少しそれを分かるようにした方がいいのではないかと思います。10ペー

ジの文言にはソーシャルワーカーやカウンセラーなどが記載されていますけれども。

川村委員

8ページの基本目標にも、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどがこれからの学校に必要な人材とは書いてありますが、やはりこれだけを見ると、そういうところに走りがちというか、それにこだわってしまうというのか、幅が広がらないような気がします。

森田委員長

なるほど確かに、強調しても良い点かもしれませんね。

確かに今まで、学校というのは、先生方と事務の方で主に構成されていたわけですが、次第に、カウンセラーやソーシャルワーカーやその他のいろいろな支援をいただくような方々と、一緒に仕事をするような時代に突入してきているというふうには言えると思うのです。

多職種の方々が力を合わせていくというような、職種だけでいいのかどうかとボランティアの方に関しては思いますけれども、そのような方々と力を合わせて学校を運営していくというところが、「チーム学校」の意味だと思います。

今、川村委員からあったように、それを表出しができたらいいと思いますが、読んでみると意味は書いてはあるのだけれども、計画の体系の中では見えづらいという形ですので、事務局からはどうですか。目標2は、学校に限らずに教育環境を作ることかと思いますが、表出しにしてもいいのではないかというようなご意見です。

事務局（西岡教育総務課長）

今のご意見につきましては、「「チーム学校」をつくります」の例えば、4のように思っていたいただければよろしいかと思います。（4）を作ることです。

森田委員長

（4）を作る。

川村委員

その方がいいのか。基本目標3の「つながります」にボランティアの活動を編集した方がいいのか。このままよりは外部と協力体制を組める、組んでいこうという何かがあってもいいのではないかとは思いますが。

事務局（西岡教育総務課長）

基本目標2に関しましては、教育環境ということで上にも目標を書かせていただいておりますので、ここに入れるのか、基本目標3「子どもを守る学校・家庭・地域と

行政につながります」というところに地域のことも書いておりますので、そこに入れるのか、ということで今のご意見を参考にさせていただいて検討したいと思います。

森田委員長

そうでしょうか。

藤井委員

川村委員がおっしゃるように「チーム学校」は、地域の活力や民間企業の力を借りて、今まで学校にいなかったスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）というような教員以外の人材を配置して学校をサポートする体制を指しています。今、ここで作っていただいたものを見ると、基本目標2の「チーム学校」と基本目標3が一体となってその概念に近いものだろうというふうに受け止めました。

国がいう「チーム学校」の概念の内、学校の中で教員中心に、あるいは今後、国の方からSSWが配置されてくるといような部分については、2番に記述してそれ以外の内容については3番に記述したらいいというような分け方なのかと理解しています。

ただおっしゃっている点は、「チーム学校」がすでに国から出てきているにも関わらず、ここで少し歪小化されているようなイメージになっているから、学校支援地域本部であったり、あるいは場合によっては民間であったり、そういう力を活用していくというようなことをどこかにしっかり記述をしておくべきということですね。基本目標2あるいは、3がふさわしいとは思いますが、3でしっかりそういう内容を書き込んでいくということで、ご指摘の点は活かされるのかという印象を持ちました。いかがでしょうか。

川村委員

まさにそのとおりなのですが、民間企業が入ってくるからには、地域や行政ならば(3)はどうなのだろうというのが私の中にはあります。言うなれば企業であったり、地域の子どもたちに指導できる人材が学校に入って、子どもたちに何か興味なり等を与えるという意味では、そこから自分が社会のためにどのようになりたいのか。言うなればキャリア教育につながるのかなと思って、それならば、(2)でもいいのではないかと思ったりもしました。どちらかなど。これは皆さんに決めていただく方がいいのかと思ひまして、ここの意見だけはすごく大事かなと思ひました。

小寺委員

すみません。今の川村委員のおっしゃることはそのとおりだと思います。後ろの方の31ページに「チーム学校をつくります」という具体的な内容が書かれているのを見ると、ここには、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーや、いろいろな子ども一人ひとりの課題に沿った支援という中に、外部の力を入れるということが中身

的には出てくるわけです。今言われたことで例えば、この「チーム学校」をつくり
ます」の（１）の題名が「外部機関と連携した～」というような文言に替えたらい
ような気がします。

森田委員長

「チーム学校」だから結局は学校づくりの話のことでもあるわけですね。もちろん
それは学校が地域に開かれているわけですので、２と３のどちらにというのは悩まし
いところではありますけれども、今、小寺委員がおっしゃったように「チーム学校」
をつくります」の中に多様な外部機関であるとか、あるいは「多様な職種の専門家と
力を合わせて子どもの課題に沿った支援を行います」というような、これは非常に長
くなってしまいますけれども、文言を（１）のところに入れたら、いいのかというこ
ともあります。

「チーム学校」の前の大きな２番に「多様な多機関多職種からの支援をつなげるチ
ーム学校をつくります」とか、そういうように前に出してしまうでもいいのかなとい
うような気もします。「チーム学校」とあるけれども、いわゆる「チーム学校」とい
うことで言われていまして、タイトルだからあまり長くない方がいいのかもしれま
せんが、頭出しは前に出した方がいいような気が僕も川村委員と同様に思います。タ
イトルでもいいし、小寺委員がおっしゃるような（１）のところで分かるようにして
もいいし、ちょっと預らせていただいて、先生達だけのチームじゃないのだよとい
うことが分かるようにするというので、事務局で検討するというのでよろしいで
しょうか。事務局もそれでよろしいでしょうか。

それでは別の観点からいかがでしょうか。

それでは、第３章にいったからまた戻ってくるというのがあるかと思えますけれ
ども、第３章の説明をしていただいて、また全体的な協議にしたいと思えます。

第３章について

森田委員長

それでは続きまして「第３章 施策の展開」の説明を事務局よりお願いします。

事務局（西岡教育総務課長）

それでは第３章についてです。

12 ページをご覧ください。

まず、「施策の方向１ 確かな学力をはぐくみます」の部分についてであります。

主な実施事業①アクティブ・ラーニングの推進の説明文の２行です。「基礎・基本
の充実」ということを追記いたしました。

これは、これまでも行ってきた基礎基本の定着も大切にしながら、アクティブ・ラ
ーニングも推進していこう、ということから追記をいたしております。

次に 13 ページをご覧ください。

実施施策（２）一人ひとりの学びに応じた学習支援についてであります。

ここでは、第３回の策定委員会で、資料３の旧素案 22 ページの実実施策（２）小中一貫教育の推進の実施事業で、「③学習意欲を高める学習の実施」について、「小中一貫教育の推進の部分で評価が出てくるのは少し違和感がある」、学力についての部分で記載された方がいいのでは、とのご意見をいただきましたので、この 13 ページの「今後の方向性」の中にこの評価のことについての記述を追加させていただきました。

次に、主な実施事業②の部分であります。

旧素案では、「②習熟度別少人数指導の充実」としておりましたが、「学校や学年、教科の状況等もあり、必ずしも習熟度別少人数というわけにはいかない。充実、となると学校現場では拘束感があるのでは」というご意見をいただきましたので、検討をいたし、「習熟度別指導等の効果的な実施」とし、さまざまな指導方法を取りながら、また、子どもたちの状況を踏まえながら、「きめ細やかな学習指導を行う」という内容にさせていただきました。

次に、16 ページをご覧ください。

旧素案では実施施策（３）を「人権教育・道徳教育の充実」としておりましたが、「人権教育と道徳教育の併記に違和感がある」「インクルーシブの視点は？」等、さまざまなご意見を前回いただきましたので、「（３）豊かな心をはぐくむ教育の充実」と変更させていただきました。

さまざまな考え方や思いなどをすべて網羅することは難しいのですが、子どもたちがそれぞれの良さや違いを認め合い、人を思いやる豊かな人間性を持ち、いきいきと過ごして欲しいという願いも込めて、この実施施策のタイトルといたしました。

また、今後の方向性については、主に道徳教育と人権教育について分けて記述していることから、6 行目に「人権教育については」と追記させていただいております。

次に、17 ページをご覧ください。主な実施事業④についてであります。旧素案では「いじめ防止対策」についての記述がなかったため、「いじめ防止対策の推進」の項目を追加しておりますので、読み上げさせていただきます。

「各校において策定されるいじめ防止基本方針を基に、学校、家庭、地域が協力していじめ防止対策を推進します。個別のいじめについてアンケート等を実施する等、早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生み出す構造的な課題にも目を向け、いじめの未然防止をめざした組織的な取組を進め、すべての子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めます。」といたしました。

次に、18 ページをご覧ください。

実施施策（４）食育・健康づくりの推進です。

前回の策定委員会において、「朝ごはんレシピ集の部分だけ他の実施事業の記述レベルと比べ、具体的すぎるのでは？」というご意見をいただきましたので、そこで実施事業①「食に関する指導の全体計画」を作成し、食育を推進します」にまとめ、記述させていただきました。

19 ページ、施策の方向3「障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します」であります。

まず、濃い網掛けが抜けておりますが、実施施策（1）インクルーシブ教育の観点を重視した教育の推進であります。

「現状と課題」の部分ですが、旧素案の文章が分かりにくいというご指摘があり、大幅に変更をしておりますので、読み上げさせていただきます。

「本市では、支援を必要とする子どもの増加や必要な支援の多様化等に対応して、支援学級の増設や通級指導教室の新設、支援教育支援員の配置等多様な学びを可能とする環境づくりに努めてきました。このことにより、児童・生徒の将来の自立や社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を提供する体制づくりが進みました。

また、国においても、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築が明確に示される中、本市がこれまで進めてきた「ともに学び、ともに育つ」ことを大切にした支援教育についても、引き続き充実させていくことが求められます。」としております。

次に、「今後の方向性」の部分では、「法律名などを上げながら記述をしてみても」というご意見をいただいておりますので、「障害者権利条約」ということについて記述いたしました。

次に、「主な実施事業」の①につきましては、旧素案では「「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりの推進」としておりましたが、文中にも「授業づくり、学級集団づくり」という言葉があり、この実施事業の部分では、包括した意味合いで大きく「学校づくり」とまとめさせていただきました。

次に、21 ページをご覧ください。

実施施策（3）障がいのある子どもへの切れ目ない支援の「今後の方向性」のところには、先ほどと同じく、法律名を挙げながらの記述にさせていただくため、「障害者差別解消法を踏まえ」と追記しました。

次に、23 ページについてであります。先ほど13 ページの部分でご説明させていただきましたように、旧素案では、小中一貫教育の推進の実施事業で、「③学習意欲を高める学習の実施」としておりましたが、小中一貫教育の推進の部分で評価が出てくるのは少し違和感がある、学力についての部分で記載された方がいいのでは、とのご意見をいただきましたので、実施事業③を「学習評価方法の検討」に変更させていただき、内容も小中学校間における授業観や評価観の差を埋める必要があることから、このような記述にいたしました。

次に、24 ページをお願いいたします。

実施施策（3）子どもの読書活動の推進の部分であります。

ここでは、旧素案では実施事業の担当課を生涯学習課としておりましたが、担当課を市立図書館と学校教育課に訂正をしております。

次に、25、26 ページをお願いいたします。

実施施策（４）（５）英語教育、英語学習についてであります。

旧素案では、（４）－１として英語教育の充実、（４）－２として英語学習の充実（公民協働による英語学習の充実）、としておりましたが、この部分につきましては、同じようなタイトルになっておりましたので、わかりやすく整理いたしまして、（４）では「学校における英語教育の充実」（５）として「公民協働による英語学習の充実」といたしました。

25 ページの今後の方向性については、小学校でどのような取り組みが行われるのか分かりにくい部分がありましたので、「小学校においては・・・」「中学校においては・・・」というふうに、それぞれでの方向性が分かるよう記述の仕方を訂正しております。

合わせて、主な実施事業①小学校英語の充実の部分に、小学校の先生方の外国語活動の授業力等の推進充実のために「小学校英語教員研修を実施します」と追記させていただきました。

次に 29 ページをご覧ください。

実施施策（３）どの子ども学べる場所づくりの「現状と課題」の部分であります。

下から 2 行目あたり、旧素案では「丁寧にその要因の解消を図ることを基本的なアプローチと・・・」としておりました。しかし、不登校の解決には、「要因を解消」するだけでなく、不登校が継続している間の関わりが大切であることから「丁寧にその要因を探りながら、必要な支援をしていくことを・・・」と訂正させていただきました。

次に、30 ページをご覧ください。

実施施策（４）学校図書館の充実についてであります。

主な実施事業①学校図書館の蔵書の充実及び整備の推進の部分ですが、ここでは現在、市立図書館で策定中である「第 2 次子ども読書活動推進計画」の内容との整合性を図るため、文言の整理と事業の並び順も整理しました。

次に 32 ページをお願いいたします。

実施施策（２）子どもと向き合う時間を確保であります。主な実施事業②③の旧素案ではタイトルの項目が立てられていなかったもので、②、③のように追記させていただきました。

次に 34 ページをお願いいたします。

実施施策（１）学校施設の改善であります。

まず、現状と課題と今後の方向性の部分ですが、旧素案では老朽化した施設について学習内容を重視した大規模改造を計画的に行うという内容でしたが、市で現在策定中である公共施設等総合管理計画を踏まえるとともに、市の財政負担も考慮しながら、子どもたちにとってより良い教育環境を実現する検討も必要があることを記載しております。

次に 35 ページをお願いいたします。

実施施策（２）の部分ですが、旧素案では、（２）学校の特色づくりとしておりました。しかし、特色をつくるために、この 2 つの実施事業というのは少し違和感があ

るのでは？というご意見をいただき、事務局でも検討した結果、この実施施策のタイトルを「学校の自立性の確保」とし、学校（校長）が自由な発想を生かしながら自立的に教育活動を行うための一つの方策として、この2つの実施事業を行うこととしております。

次に36ページをお願いいたします。

基本目標3ですが、先ほど説明させていただきましたとおりみんなが主体につながるイメージにするため変更しております。

その下の実施施策（1）家庭への子育て支援ですが、現状と課題については、支援の連携について追記しております。

また、主な実施事業の③についても相談機関との連携の強化を追記しております。

次に、37ページをお願いいたします。

実施施策（2）として「地域による子どもの見守り活動の推進」を追加しています。

前回委員より行政だけではなく、もっと地域が主体となったものが必要だとの意見をいただきましたので、本項目を追加しました。

内容といたしましては、地域の方による子どもの見守り活動について記載しております。

次に38ページをお願いいたします。

施策の方向2「子どもの居場所づくりでみんながつながります」でございます。

旧素案では、この部分でたくさんの意見をいただきました。

まず、実施施策（1）ですが、旧素案では「放課後子ども総合推進プラン」としておりました。次のページの（2）は「放課後学習支援の推進」でしたが、多様な場面における居場所づくり、という形でまず展開したうえで、放課後の話へ絞り込むのはどうか、というご意見をいただきましたので、事務局、関係各課で検討いたしました結果、「子どもの居場所づくりの推進」と「子どもの学習支援の推進」とさせていただきました。

（1）「子どもの居場所づくりの推進」の主な実施事業を①放課後子ども教室の検討、②放課後児童クラブの充実に加え、旧素案の（2）「放課後学習支援の推進」にございました主な実施事業の、③子どもの自立支援に向けた取組の検討を、③子ども応援プロジェクトと名称を修正し、記載をしております。

次に39ページご覧ください。

（2）「子どもの学習支援の推進」は、旧素案では、「放課後学習支援の推進」としていましたが、すべての子どもを含める表現へ修正しました。

主な実施事業では前回「②地域未来塾の検討」としていましたが、国は予算化しておりますが、大阪府が予算化するかどうかはまだ決定していない状況であるとのことが判明しましたので、「②自主・自発的学習の支援」に修正をし、現在事業を実施している「サタスタ」、「まなび舎 Kids」の内容を記載いたしました。

以上が第3章の説明であります。

森田委員長

はい、ありがとうございます。かなり精力的に修正を加えていただき、随分委員の皆様の意見を反映した形に作成していただいたと思います。読み上げていただいた部分を含めまして、皆様のご意見やご質問をいただきたいと思います。第3章だけ具体的にまた第2章に戻ってもいいかと思えます。

高松委員

23 ページの小中一貫教育の推進の部分ですけども、小中一貫教育というのと、その中間ギャップを取り除くというように国や文科省から言われていると思うのですけども。子どもたちというのは、新たな環境に適応せざるを得ない必然性のようなものがあって、適応していく中で、初めて適応力を身につけるといふところがあると思うのですね。そのような段差のようなものが省かれてしまうということが必ずしもポジティブなことだけではないというか、高校に行く時も逆はあるということですので、そこまでの幼い段階で、また適応力が伸びる段階で、適応力を身につけて来なかった子ども達が、中学に行く時にはうまいこといくことができたとしても、ギャップでさらに弱くなるというか、適応できなくなるということにはならないかという危惧がありました。

どうすればいいかというのはアイデアがないのですが、海外の小学校でも、日本人のお子さんが向こうに行っていきなり言語ができないにも関わらず、何らかの適応が結構できているのですね。ドイツの小学校に3年生や4年生の時点で転入したお子さんでも、何ヶ月かかかって適合できている、例えばジェスチャーをしたりとか、子どもなりのコミュニケーションツールで伝達できているところがありますので。

後は転校生ですね。小学校の時の転校生はかなり沢山いらっしゃいましたけれども、何らかの形で周りのフォローもあって、適応できているという子どもの柔軟な適応力を育成するための段差というように思えば、その段差というものが必ずしもネガティブなものばかりではないという気がすごくしています。それは、今は国がとにかくギャップとか段差とかというものを取り除く方向ですので、その方向に進んでいるとは思いますが、その点に関しては心配というのか、危惧をしております。

森田委員長

今、高松委員からいただいたのは、ギャップというのは単に取り除くという方向で考えることでいいのか。これが一つの重要な学習機会、教育機会にもなり得るので、それをどこまで解消するのか。ギャップが乗り越えられないというような包括的な非常に大きな全体的な問題があるということで、多分小中一貫教育があるわけですけれども。もし、ギャップがすべて解消されてしまうということになった時に、先送りにはならないかというようなことは僕もあるかと思いますが。この辺りはどうですか。他の委員の方も含めまして、ご意見をいただければと思いますけれども。

基本的な考え方は、高松委員が質問されたと思うのですけども。どのように整理を

していただらいのか。つまりギャップはあっていい、しかし、このギャップを乗り越える時に個別的な問題が出てくるわけですね。すぐに乗り越えられる人となかなか難しい人とがいて、難しくなった人に個別的な支援を与えていくという考え方で、ギャップそのものはある程度温存しながら、ギャップが乗り越えられない場合にケアをしていくというのも一つの方法としてはあるし、しかし、あまりにもギャップが大きすぎると、またはギャップを乗り越えられない人が多すぎると、これは少し小さくした方がいいのではないだろうかという話になるのだらうと思います。

先ほども「チーム学校」でスクールカウンセラーやソーシャルワーカーといったことの中での対応はある程度、今後重点的にケアが行われていくのだらうということがあります。学校への適応もありますけれども、学習への適応、授業への適応、少なくとも小学校の先生が中学校の授業をどうされているのかを全く知らないで授業をしているというのは、ちょっと問題があるということです。

また、中学校の先生が小学校でどういう方法で授業されてきたのか。どういう教育が行われてきたかというのをご存知ない形で中学校の授業を始めてしまうと、これも大きなコントロールができないためにギャップになってしまうので、このギャップをコントロールする時代になってきたのだらうとは思いますが。少なくとも、小学校の先生と中学校の先生がお互いにどういう授業やカリキュラムで学校生活もそうですけれども、そういったものを含めてやっているかということを理解した上で、このギャップをなくしたり、あるいは保持したりしていくのか、ということの問題なのかと思えます。その辺りはどうですか。結局、校舎が変わるということだからギャップが前提となってしまうわけですが。

藤井委員

さまざまな小学校と中学校の課題を一貫教育ですべて解決できるかのような、例えば小中学区もそうだけれども、そういうような考え方に対する社会学的な警鐘というか、そういう視点ではすごく貴重なご意見だと感じました。ここに書かれている内容は、それも含めて小学校から中学校へ行くことについての、ある種のストレスを教育に盛り込んだらどうかというようなご意見で、当然あるはずのものとして、子どもたちの教育の契機として考えたらどうだというようなご指摘もあったのかと思えます。

その一方で、小中間の段差といわれるものが教育のボトルネックになってきたという事も事実です。ですので、先生のおっしゃっている教育としての役割というのは、しっかりと踏まえながらボトルネックの部分について解消する手段の一つとして、国より提起されている「義務教育学校」とか、その他今まで我々が進めてきた「小中一貫」とかというようなことを選択肢を広げながら、もう一度整理して考えていこうというようなタッチで書かれていると理解をしていますので、先生のご指摘も何らかの形で文章化できたらいいのかなというようには思います。

森田委員長

とにかく、ギャップがなくなればいいという話ではないという部分ですね。どのように盛り込んでいくのか。そのようなスタンスが取られるのだということが、どこかに言葉として出てきたらいいと思いますが。ありがとうございます。やってみなければ分からないという所もあるからでしょうが、ご意見をお持ちの方があればここで伺っておいて、そして反映するのであれば、反映していきたいと思いますがいかがですか。

工藤副委員長

僕も伺っていて難しいなと思いますが、概ね方向性はそのとおりだと思うのは、いろいろ機会があって在日コリアンの方達のお話を伺ったことが昔あった時に、今の若い在日コリアンの子どもたちは、小さい時に細かな挫折や差別体験がないので、ある程度思春期に入って、それをいきなり感じた時にものすごく大きな挫折を経験するという話を聞いた事があります。

不登校、ひきこもりもそのような話がよくあって、わりと小さな挫折を繰り返してきていると、その過程で自分が鍛えられていくという側面があるので、ある程度自分の中でいろいろな逃げ道を作ることにはできるのだけれども、という話を聞いた事があるんです。後でもその発言をしようと思っていたことと重なるのですが、リスク要因になりそうなものは、未然に防ぐという発想が強いのかと思うんですよ。先ほども話していると一般的に言われているギャップの話は、なければいいというふうにいきがちのものをある意味で教育の機会として捉えるような仕組みを作っていくとか、小中一貫の中にもそういう発想を組み込んでいくというような作文の仕方ができないものかということをおもひながら伺っていました。

消しちゃうというと、何もないと良いような気がしますけれども。本当に子どもが大人になっていく過程の中で、そういうものが前向きに捉えられることを私達が展開していくというあり方、示し方はあるのかと思います。

森田委員長

ということは子ども中心に考えていくということで、大人の都合で考えるのではないということですね。大人というか、知らなければならぬ、考えなければならぬことはいっぱいある。その辺りを少し盛り込めたらいいかとは思いますがね。

小寺委員

中学校の立場からしましたら、小学校から中学校で一つ段階を上がる。子ども自身も中学校入学で、今までの小学校とは違うような大人への一步の入口だということで、当然ながらそこに私学に入るならば規則も違うし、制服も違う。いろいろな段差があって当然という部分があって、そういう意味でギャップがあるのは当然だと私は思います。

ただ、中一ギャップをあまりにも大きく取り上げてしまうと、それを無くすのかと

いう話になってくるので、私は、小中一貫というのはカリキュラム的な、特に小学校で学んできたものを基礎とする中学校に行く段階で、系統性がない全く違う教え方をしたり、今まで学んできたものを基にしないような、全く違う考え方は子どもに非常に不安を与えるので、やはり小学校と同じような授業の形態に揃えるようにすれば、子どもの中に入りやすくなるのではないかと思います。そういう意味ではここにカリキュラムもありますし、学習の系統性や連続性ということもありますし、話し合いながら進めていくべきではないかと思います。

森田委員長

少なくとも学習に関しては、小中の連携を一貫にしていく必要はあるだろうというお話だったと思います。ありがとうございます。よろしいですか。

峯松委員

小寺委員が、おっしゃるとおりで、小学校と中学校で逆はありますよね。やはり教育課程も違いますし、これは私の経験なのですが、小中ではなくて保幼小の会議で、保育園と幼稚園の先生と小学校の先生が一堂に会して話す会議がありました。その時に保育園と幼稚園の先生は、小学校では給食が始まるし、授業も始まる、だから今は小学校に向けてこういう実践をしています、というようなことをおっしゃる保育園や幼稚園もありましたが、ある保育園の先生がそれは少し違うと。保育園や幼稚園が小学校に近づくのではなく、やはり子どものその時の段階に応じて保育園や幼稚園はすべきことがあります、小学校のすべきこともあります、中学校もある。ただ、その目標は15年間でこういう子どもを育てたいので、幼稚園や保育園の間にこういうことをしなければならぬし、小学校の間にこういうことをしなければならぬし、中学校の間にこういうことをしなければならぬという、そのお互いの認め合いというのか、めざすべきものが一緒に、だからそういう部分で教育をしなければいけないわけで、それが保幼小の小中一貫なのかなということ。近づくとか、ギャップをなくすために近づくのではなくて、それぞれの発達段階に応じた教育を一つの目標に向かって、しっかりしていくという事が一貫教育の大事なところという部分です。

森田委員長

基本目標1の事業の一貫教育で子どもの夢をはぐくむということですね。そこで教育者の側が15年を見る。保育園や幼稚園の先生も15年一貫を考える。中学校の先生も15年を考えていく。こういう研修にも関係するし、受け持ちの年齢の子どもたちをどうやって育てていくのかという仕組みが必要になってくるんですね。そうすると先生方も情報を共有したり、その子の育ちを見ていくというような仕組みが必要になってくる。先ほど言われていたようにソーシャルワーカーやカウンセラーに支援をいただきながら、子どもたちの教育をしていくような連携、情報共有が必要になってくるような時代になってくるのだらうと思います。そこが出てくるような文言が少しあ

ってもいいのかもしれませんが。

今の点はこのような感じでよろしいですか。もし、もっと違う切り口から他にご質問やご意見がありましたらいかがですか。

岡田委員

先ほどからずっと気にはなってはいたのですけれども、19 ページにどうしても違和感があります。施策の方向に「障がいのある子どもの一人ひとりの自立を支援します」と、それぞれに書いてあることはすごく良く分かるのですが、今大阪は、インクルーシブとかインクルージョンの方向に動いているので、そうすると障がいを持っている子どもだけじゃないわけですよ。

門真市には学校につながりを持つ子ども、特別支援の子どもたちもいますし、いろいろな課題を持ったり自分の特性を持ったりする子どもがいる中で、「ともに学んでともに育つ」ということが書かれているのに、障がいだけに特化して載っているのでもう違和感があります。ここに書くのもいいのだけれども、その前の豊かな心のところに「ともに学びともに育つ、いろいろな子どもを受け入れる」というような市の姿勢のようなものがあるのではないかと思います。ここだけ障がいを持っている。自立支援のところだけにその文言が入っているというのに、どうしても違和感があるのです。インクルーシブという言葉が障がいのある子どもの教育のところだけに書いてあることです。

森田委員長

確かにそう言われてみるとそのようにも思いますね。これはどうでしょうか、他の委員の方にも伺ってみたいと思いますが。

今お話があったように、外国籍の子どもが外国から来られたような時も、インクルーシブ教育のターゲットになるわけですからね。それをもうちょっと上位の概念というか、障がいのある子どもの教育の概念という形ではなく、上位の概念のような形で打ち出せないのだろうか。15 年一貫教育の中にあるのはいいわけです。間違いはないとは思いますが。

とはいえ、障がいのある子どもの支援みたいなものを表に出したいということなのだけれども。

岡田委員

書いてあることはすごく分かるのです。ただもう一度整理すると、インクルーシブといえば「障がいのある無しにかかわらず」という意味ですから、障がいのない子ももっとしっかりと学ぶという考え方だと思いますし、その辺りが特化しすぎていて何か変な感じがするのです。

藤井委員

インクルーシブっていうと訳語で言えば、何なのですか

森田委員長

包摂という感じでしょうか。排除をしないということにはなると思います。

工藤副委員長

ちょっとよろしいですか。前回は発言させていただいたと思うのですが、その時も難しいなと思っていたものの、障がいのあるお子さんへの支援を、施策の方向として立てたいというお考えなのかと思っていました。豊かな心をはぐくむ教育の充実を大前提として、インクルーシブ的なものを立てることはできないのかということを考えていて、道徳や人権の教育の中で、インクルーシブにやっていく、もう一つは、障がい教育の中で初めて出てくるというのは、分離教育が一方では主張されている領域だということ。それ以外の人権のケースというのは、基本的に同じ場で学ぶとむしろ見えない部分があるので、前提にされてしまっているところがありますよね。

そこがまずはあるべき話なのだろうとは思っていたのです。例えば、インクルーシブ的なものを「豊かな心」のところで、少し展開をしておいて、全般的には教育をそのように考えますよという話があった上で、次にここ来ると、イメージが変わるだろうというのは、お聞きしながら思っていたところなのです。

森田委員長

「豊かな心」というのは2番のところですか。

工藤副委員長

そうですね。人権や道徳は二本柱で根本がなっていると思うのです。全体的な方向性として、子どもたちが属性を持っているとか持っていないとかに関わりなく、同じ空間ないしは向き合う形で教育を進めていくということを位置づけることはできると思うのです。

例えばそういう書き方で、そこでインクルーシブ教育というのが初めてならば、インクルーシブ的な教育が、豊かな心をはぐくむ教育の基本的な理念として打ち出しておいて、次にここで入れ込むのであれば、特に将来の事を考えることも大事という考え方になると思っていたのです。

森田委員長

原因的なものとしてインクルーシブ教育の考え方で、今後学校教育を含めて展開していくということで、(2)の「豊かな心と健やかな体をはぐくみます」のところの2でよろしかったでしょうか。

工藤副委員長

そうですね。一つは。

藤井委員

先ほどちょっと質問させていただいたのですが、包摂と日本語で言ってしまうと、社会的包摂のように貧困の問題が入ってくる。周辺にいる人達が包摂される社会と、包摂される教育という概念になって、それは岡田委員がおっしゃっているものとわりとピタっとくると思います。

今は日本の国の中で、インクルーシブ教育と言われたら、一般的にどういう教育をイメージされるのかということも一つ視野に置いておくことが必要かと思うのです。少し我々も不勉強で、文科省からインクルーシブ教育が出てきたのが、障がい児者教育の領域から出てきて、本来は違うものかもしれないけれども、一応いろんなテキストを見ても、その文脈で使われていることが多いのですよ。それ以外の広い部分は「包摂」というような日本語で使われたりしている部分があるので、インクルーシブという事を出した時にかえって、広い部分も意識されない人達もまだまだ多いのではないかというような危惧があって、理念的には岡田委員がおっしゃっていることはとてもよく分かるのですが、それをどう表現するのは、ちょっと工夫がいるのかなという気はします。

インクルーシブという言葉で「みんなを包摂する教育」という意味合いで使った時に、どれくらい理解できるかという部分を意識してやった方がいいのではないのかと思います。包摂の部分では弱いところがあるのかもしれないので、インクルーシブ的な概念をめざす教育を、2章でちゃんとやっていくということをどこかに書くという落ち着かせ方がいいのかなと思います。

森田委員長

そういう言葉のイメージがちょうどできつつあるところだと思うので、「包摂」という言葉をここで出してくるかどうかという事だと思うのですが。また用語説明をしてもらわなければならないかもしれませんが、「ここではこういう意味です」とか。インクルーシブ教育はカッコの中に入れておくとか。「ここではこういう意味で使いますよ」ということを示しつつ、趣旨としては包摂的な哲学を貫いていきたいということと、障がいを持った子に対してもその原理はインクルーシブ教育という言葉でもってとなるのかなということ。

そうすると岡田委員がおっしゃっているのは、ものすごく原理的なものとしてインクルーシブをどこかに入れ込んでいくべきだ。インクルーシブという言葉を使うかどうかは別にしても、例えば基本目標1の「15年一貫教育」にプラスして包摂的な方向をめざすというように、非常に大きな前提としてあるのだということを強調しあっているのかなという気はします。ですが学力に関してもそうだし、障がいも豊かな心も、人権教育も道徳教育も、基本目標1のタイトルに15年一貫教育があって、4番にも15年位一貫教育が重なっているのですけれども、しかし、包摂という事になると地域

社会のこともあるだろうと考えると、なかなか難しいですね。

藤井委員

今のところは確かにちょっと「子どもの夢と幸せをはぐくみます」と言うここは、すべての夢と幸せという意味で言うと、そんなニュアンスを入れるのは可能なのかとは思いますが。さまざまな状況に置かれた子どもたちの、幸せ、夢をはぐくめるといふような。

森田委員長

この基本目標1のタイトルにですね。

藤井委員

タイトルではなく、本文のどこかに。ここは観点として押さえていますよといううな。

森田委員長

9ページですね。そうするとここは「障がいのある子どもや困難な家庭状況のもとに、すべての子どもたちの多様な学びや成長の機会をつくります」とは書いてはあります。

確かこれは難しい。基本目標1だけに関わるものではないと考えれば、そうなり得るわけです。基本理念のところですか。

藤井委員

岡田委員は、インクルーシブと言われた時にどれくらいまでを含むものだと考えられますか。

岡田委員

僕は障がいだけじゃないという印象があるのですよ。

藤井委員

どれくらいまで広がります。

岡田委員

障がいに認定されていなくて、その子の個性で集団に入れないとか、そういう子どもらも含めて。障がいを持っていないこともその子がいることで、学び合えるというようなことも含めたインクルージョンで考えていて、障がいにのみ入っているのに違和感がある。

そこが気になっていたのです。ただ藤井委員が言うように一瞬インクルーシブと聞

いた時に、確かに障がいの特化して捉えられるもあるというのは、今お聞きしていてそうかと思ったところなのです。

けれども理念として、大前提として、入れていただきたいというのは願いとしてあります。

藤井委員

インクルーシブという言葉は確かに広い概念があるけれども、インクルーシブを使わなかったとしても、ここでは障がいを持つ子どもの教育に特化しているわけで、そこにインクルーシブを使うから何か違和感があるということですよ。だからインクルーシブという言葉はどこまで使えばいいのか、どこまでの定義として使えばいいのかというのはなかなか難しい。

岡田委員

そうですね。

工藤副委員長

多分、水準の違う話が出てきているかなという気がするのですが、一つはすべての子どもに対してきちっとした教育をしましょうという目的・理念はあるけれども、インクルーシブ教育という言い方をする時の「インクルーシブ」は、教育の方法論の話なのです。それでいうと、「障がいのある子と障がいのない子を同じ場所で同じ空間にしましょう」という方法論なのです。

これが人権の他のものにも、当てはまるのではないかという議論を僕らが考える時に多分大事になってくる。僕はそういう理解をしているのですが、障がいの有無は比較的見えやすいものですよね。特に身体の部分は見やすいところがあるのだけれども、例えば外国籍のルーツの問題であれば、本人が隠そうと思えば隠れる問題なのです。この隠れていることが「良い」と考えるのかどうかという事が、一つにあると思うのですよ。その時にインクルーシブの話を私達が理念として打ち出した時に、そういう子どもたちも自分のアイデンティティに関わる部分として、出せるのか出さないのかというもう一つのごく大事な軸が入ってくる気がするのですね。

その意味で、その観点で言うと、人権教育の中にインクルーシブという言葉が入ってくるのがいいという理由にはその辺りがちょっとあって、前回も申し上げたのは関わることなのです。今の岡田委員が言われている意味も関わってくるのかなという気がしますが。

ですから理念として「すべての子どもたちが同じ場所で同じ内容で向き合うこと」が強調されたということかなという気がして、そうだとすると、インクルーシブという言葉は確かに難しいけれども、どこかにあった方がいいかなと思っていたところなのです。

森田委員長

障がいのある子どものところだけにインクルーシブが入っているから、他にも入っていたりすればいいわけです。例えば人権教育の中にも学力保障にもあるいは小中一環の中にも、インクルーシブがどこにでも出てくるようなものにするとしつこくなるのか。

結局はどこにでも入っていますよと見せるには大元を書いておくのと、いろいろな場所に出てくる2パターンあるような気がしますね。大元には書いてあるわけだけでも、そこにインクルーシブ教育という言葉を入れつつ、強調して。ここは基本理念になるのか、基本目標になるのか。

工藤副委員長

僕のイメージからいくとインクルーシブ教育は理念ではなくどちらかというと、もう少し具体的に何かをする方法だと思うので、そうすると基本理念はすべての子どもたちにでもいいのではないかと思っているのですね。

藤井委員

インクルーシブ教育システムというところの脚注がありますが、ここがそもそも障がい者に特化したような書き方をしているからここでも広い説明を入れておいてはどうでしょうかね。

森田委員長

19 ページですね。19 ページの脚注にあるわけですよ。

小寺委員

折衷案のような話をさせてもらおうと、例えば 19 ページの現状と課題の部分に、支援を必要とする子どもといきなり書き出すわけではなく、さまざまな個性を持つ子どもがいる、そういうような子どもたちがみんなとともに学びお互いを尊重する。そういう教育がまずはあって、特に支援教育ではこういうことをやっているというようなそんな書き方はダメですか。

森田委員長

ここの 19 ページの現状と課題のところでしょうか。

川村委員

この表の体制でいくと、3 が一人ひとりの自立を支援しますと書いてありますけれども、ここにインクルーシブ教育の観点を生かした、豊かな心と健やかな体の道德教育のところにもいろいろ入ってくるじゃないですか。ここにインクルーシブ教育の観点到に基づいて豊かな心と健やかな体をはぐくみますというような書き方にして、3 番の

(1) のインクルーシブ教育は外してしまって、その中で3番は障がいのある子はどうかというように書き方になったらいいのではないかと。

森田委員長

2の(3)を外すということですか。

川村委員

2の基本目標1の大きな2のこの文章の頭に、インクルーシブ教育にふれるようなこと、どのような観点を重視したがいいのかわかりませんが、一番は教育の推進になっているじゃないですか。この教育の推進をそのまま2番の頭に持ってきて、教育の推進を豊かな心と健やかな体をはぐくみますというように、2番の大きなテーマとしてインクルーシブ教育を入れてしまう。次に3番の(1)の教育の観点を重視したというのは、インクルーシブを外してしまって、小寺委員がおっしゃっていたように、「障がいのあるなし」「自分のルーツがどこにあるのかなのか」、そういういろんな立場の子どもたちも踏まえて、広い範囲でというような形で一番に持ってくるとか。

それで(3)には障がいのある子はどうかのような、なんて言ったらいいのか私もよく分からないのですけれども。

インクルーシブ教育っていうのをすごく広い範囲で捉えると道徳教育にも重なってくるし。

森田委員長

確かにちょっと筋が違いますけれども。3番の障がいのある子どもの一人ひとりのというところの(1)と(3)とが重なっているような気がしないでもないです。

工藤副委員長

(3)が、(1)の方がいいかもしれない。

森田委員長

(3)を(1)に持って行って(1)の施策もここに入れてしまって、豊かな心と健やかな体のところに少しその文言を入れていくと、座りが良くなるという気がしますが、岡田委員どうでしょうか。

確かに、下にここだけあるというのは、僕も少し違和感がある。藤井委員がおっしゃられるように今まで使われてきた言葉の意味ということがあるわけだから。

小寺委員

インクルーシブ教育というのは、障がい者というイメージがあるので外側にインクルーシブ教育が出てくるのも非常に違和感があって、ここで19ページに使うのであ

れば、まずは全体的に課題を持つ子も一緒に考えて、みんなで一緒にやるというような中で、特に支援教育ではインクルーシブ教育がどうのこうのというような書き方はふさわしくないと思ったのです。

森田委員長

インクルーシブ教育の概念自体が変わっている時代で、広い意味、二重の意味ということにもなっていて、障がいを持った人達への教育の意味として特化して使う場合もあるし、もっと広げようという動きもあるので、そういうこともあります。それはよく分かりましたので、どうしようかな。

藤井委員

それをどの段階で行政が採用できるかという問題もあると思うのです。すごく最先端の考え方もあるだろうし。今一般的に理解されているインクルーシブ教育もあるだろうし。

森田委員長

いずれにしても解説が必要ですね。

藤井委員

行政として採用するのは一定で落ち着いた評価のある部分の方が、これからもみんなに分かってもらいやすいとは思っています。

考え方としては、岡田委員のおっしゃっていることがよく分かるので、考え方としてどこかに採用させてもらって、言葉としては障がいを持った子に関わる教育で、国が言っている方向を踏襲させてもらうという辺りで落ち着かせていただいたら。

森田委員長

そうですね。もしインクルーシブ教育という言葉自体が障がいを持った子どもへの教育という意味で多くの人が捉えていて、行政文書でもそうなっているとすれば、19ページの中の脚注の23で解説する時に、ただどんどん意味が広がっていて、社会的な包摂というような意味も含まれてくるのだけれども、ここで言うインクルーシブ教育のように、今後はなっていくのだけれども、ここでは広い範囲での社会的包摂は含めないことにします。ただ今後は、インクルーシブ教育という形で広まっていく可能性があるというようなことをちょっと脚注に付け加えると、「こういう意味で門真市ではこの言葉を使っているのだな」といづれ分かってもらえるということかもしれない。岡田委員がおっしゃるような、「今後はもっと包摂的になっていくべきだ」というようなことは小寺委員がおっしゃったように、現状と課題に、「いろんな考え方はあるけれども」というように書き出しに入れる。そういうことですね。小寺委

員。そういうことも加味しつつ、ここでは限定的な意味で使っているのだなというような事が分かるようにするぐらいが落としどころではないでしょうか。

工藤副委員長

(3) が。

森田委員長

確かに (1) と (3) が

川村委員

(3) にインクルーシブの (1) になっているものは (3) の表題というかテーマだから、2 に持って行って、小寺委員のように (3) を (1) に挙げるのか。(3) のテーマを (1) に降ろすのかで、とりわけ障がいのある子どもに関しては、市としてはどうこうという感じで流れていったらどうでしょうか。

森田委員長

1 と、3 を変えるって事ですか。

川村委員

大きな3のタイトルを (1) に持っていく。「障がいのある子どもへの一人ひとりの自立を支援します」を小さい (1) にするか無くすか。インクルーシブ教育の観点を重視した教育の推進を3番に入れ替える。

森田委員長

施策の3を持ってくるということで、大きく持ってくるということですね。

川村委員

施策の方向の基本目標1の3が「障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します」となっているじゃないですか、それをインクルーシブ教育の観点を重視した教育の推進となったらどうかと。それで1 (1) から障がいのある児童に対してはこういう教育を、みたいな形にしておいたら、広く捉えたら、その中の一つにこれもあるけれど違う方向性もあるかなみたいな。

森田委員長

3の最初のタイトルを。

そうすると (1) はどうするのですか。

川村委員

(1) は先ほどから (3) を上に挙げたらいいという話をしているので1本にしてしまうか。

森田委員長

一本にしてしまうのは少し僕もいいかなという気がしました。

その前にカッコのない大きな3ですよね。それにインクルーシブ教育を重視した教育の推進として(1)に障がいのある子どもへの切れ目ない支援に入れ替えるということですね。それはどうでしょうか。

工藤副委員長

それは怖いかなというのは、障がいのあるお子さんの中には、あるいは保護者さんの中には、インクルーシブが本当に良いかどうかということに不安に思われている方が当然います。その点で、今の書き方では重視したという書き方がすごくいいと思いました。重視するのだけれども基本はそのお子さん一人ひとりの課題であるとか、その状態に応じてやりますよというのが今の形だと見えるのだと思いますね。(3)を前に出すといいかと思ったのは、(3)はお子さんを中心に動いているような理念的な大きな話でそれが1番に大きくて、その中の一つの方法として1番の方法もあります。というようなことがあって、教職員の方もそれはやりやすいということです。今の1, 2, 3を3, 2, 1にしたならば、今までの理論が入ってこられるかなと思いつながら聞いていました。

森田委員長

今のは統合ではなくて、障がいのある子どもの章を(1)に持っていくということですね。

工藤副委員長

統合の方がいいかもしれません。主な実施事業の内の例えば、4番にそれが入ってくるのは、一番でもいいかもしれないのですが、そこにインクルーシブ教育を重視した、教育の推進という形で入れるということも、もしかするとできるのかと思います。

森田委員長

(3)を、複雑になってきました。それはいけますか。(3)と(1)の統合みたいなことは。

事務局(成田学校教育課参事)

3の「障がいのある子どもへの切れ目ない支援」というのが、主にこれを書いた担当課が、子ども発達支援センターの職員だったのです。1が学校教育課でどうでし

ようか、一緒にすることによって。

藤井委員

(3) の担当課は子ども発達支援センターと学校教育課になっていますけれども、「15年としまして障がいのある子どもを切れ目のない支援ができる環境をしっかりと作りましょう」というところから出発したので、主な実施事業が「障がいのある子どもの相談支援の必須事業」とか「関係機関の連携」とかになっている、「個別の支援計画」も小学校と中学校では共有しているけれども、もっと一貫したものを系統的につくって、学校教育外のところでもしっかりとやっていきましょう。学校教育も入った中で連携してやっていきましょうということが、実は3の趣旨だったのです。上の文章がそれとピタッときていない。だからそれに比べると(1)はどちらかという学校教育の中で、障がい児教育をやっていこうという最初の段階では分け方でしたが、文書の部分でそれが十分に表れていない状態になっている。

森田委員長

文章というのはタイトルということですか。

藤井委員

そうです。現状と課題とか今後の方向性とか。今後の方向性はある程度分かるのかもしれないけども、現状と課題は同じような内容が書いてあるのでそこが混乱の原因になっていると思います。

山中委員

学校教育の中においても、支援教育をどう推進していくのかという大きな課題があって、その中にやっぱり支援を要する、支援のいる障がいのある子どもさんの教育に学校がどのように関わっていくか、という二つの方向性があると思うのです。一つはそのお子様にスポットを当ててどう支援していくか。それぞれ個別の課題があって、その課題に即した関わりとか、どんなカリキュラムがあって、どのように自立を支援していくかという一つの方向性と、もう一つは共生の立場から。地域の学校におけるわけですからその子どもたちが。周りの子どもたちとどう関わっていったら、周りの子どもたちも関わることで成長していく部分がありますから、共生と支援だと思うのですね、1と3は。僕は一緒にするということはすごく抵抗を感じますね。一つにまとめてしまうということが。

森田委員長

3が支援ということですか。

山中委員

はい。

森田委員長

1が学校教育全体の共生的な話であると。

そうするとインクルーシブということ自体が、障がいのある子どもだけの話ではなくて周りの子どもも含まれて、教育はあるべきだという話なるのですよね。そうするとやっぱり「障がいのある子どもの一人ひとりの自立を支援します」の下にくるのがまた違和感があるということですね。

インクルーシブ教育のターゲットは障がいのある子どもたちを支援するということだけじゃなくて、その周囲の子どもたちへも働きかけが必要。そうするとやっぱり障がいのある子どもの下に入ってくると、また岡田委員の発言に戻っていくのですね。

川村委員

3番の頭の障がいのあるを取って、子ども一人ひとりの個性と自立の支援にしたら。

森田委員長

3番ですか

川村委員

大きな3番。ピンクの基本目標1の下の大きな3番。障がいのある子ども一人ひとりというところの「障がい」を外してしまって、ここは子どもたちのそういういろいろな自立を支援するという事ですね。

いろいろな子ども。障がいのある無しもそうだし、いろいろな立場みたいなものにしておいたら。

森田委員長

それで、(1)にインクルーシブがあっているのですか。

川村委員

最初にここに全面的にその障がいのある子どもを頭に持ってくるから、そこが困るのだったらそこを下に持ってくるとか。

藤井委員

ここは、施策3はもう障がいのある子どものことしか書いてないから、むしろインクルーシブ教育の観点を重視した教育の推進という言葉がここに大きく出てくるから混乱する。だから「これまでの学校教育、門真市でやってきた障がいのある子どもたちの教育を大事にやっていきます」というような文言にした方が。

森田委員長

(1) のことですか。

藤井委員

インクルーシブが前面に出てくるから概念が混乱してくるので、インクルーシブ教育の観点を重視した教育の推進はこれまで進めてきたような「ともに学びともに育つ教育の推進」とか「これまで私達が一生懸命やってきた教育をさらに推進します」ぐらいにとどめて、現状と課題でインクルーシブ教育にふれて、その脚注でインクルーシブ教育の概念をもう少し広い意味という話につなげるといいのではないのでしょうか。ここの施策の方向性の3を障がいのある子どもから一変して広げてしまうと、他の部分にまで波及して、整合をとるのが大変になると思うのです。人権や道徳が関わってくるから。

森田委員長

ここは、障害のある子どもの支援にしてしまっていて、インクルーシブ教育がタイトルに出ているので、違和感を生じるのでそれを文章の説明文に入れることにして、頭出しをする(1)の文言にしては一人ひとりを重視した。でいいですか。

藤井委員

色々あると思うのですけども。例えば「ともに育つ教育の推進」とか。これは、門真市がこれまで進めてきた障がい児教育のスローガンなので、いわゆるそういう教育を進めていくのだという中身を下で説明していく。少し昔とは違うよと。インクルーシブ的な観点を入れた同じタイトルだけれども、今後は変えていくよというよう方向で落ち着ければいいのかなと思います。

森田委員長

なるほどそれがいいかもしれませんね。インクルーシブはすっとは出ないかもしれませんが、今のように色々な意味を持っている言葉でもあるし、どうですか岡田委員今のような。

岡田委員

そうですね。インクルーシブという言葉にそれぞれの人の考え方もあるし、行政的にはどういうふうに使ったらいいのかということもあると思うので。ここを藤井委員が言ったように「ともに学びともに育つ」という言葉に替える。

森田委員長

中にインクルーシブという言葉を入れて。もちろんインクルーシブも当然支援の中には必要なので入れるべきです。用語の説明もし、それですね。川村委員どうですか。

川村委員

いいのではないですか。

森田委員長

ちょっと言葉の意味が変化している時期でもあるという気持ちがありますので、時間をとってやりましたけれども。今のような形で門真市の方向が出るのであれば、それが1番いいのかなと思いますね。そういう形で具体的な文言をどうするかはまた事務局と私の方で預からせていただいて、今の皆さんにいただいたご意見を基にして、ここの文言に入れ込んでいただいて、委員の皆さんにまた見ていただき、その後にパブリックコメントにいくというような感じでよろしいでしょうか。脚注の中に、少し言葉の意味を入れておきたいとは思っています。

「ともに学びともに育つ教育の推進」とか、というようなことにしていただいて、(1)と(3)は、また方向性が違うのでこのまま温存する、残すことにして今のよようにタイトルを替えていくことでよろしいでしょうか。

事務局（成田学校教育課参事）

一ついいですか。16ページの「豊かな心を育む教育の充実」にインクルーシブという言葉を入れていくというのは、

森田委員長

ここに入れてもいいかもしれませんね。

実際にインクルーシブ教育は障がいを持った方だけじゃなくて、健常者にも同じように教育をしていかなければならないということは、ここに入れていくべきだと思います。

藤井委員

せっかく整理ができていたのに、また広がってしまって。

森田委員長

ではインクルーシブという言葉をここに入れるのは止めましょうか。

藤井委員

そうですね。19ページの脚注で広いイメージを与える辺りで収めておいた方がいいと思いますが、13ページにインクルーシブというのが出てきたら、そこで脚注を入れないとダメですし、どうなのでしょう。

森田委員長

それはどうなりますか。それは障がいを持った子どもだけではなくてというところの部分をそうするとどこかに入っていますか。

藤井委員

それをその19ページの脚注に含ませていく。

岡田委員

僕もそうした認識でした。注釈で入れて。

森田委員長

では今のところには入れずに。ただ私が心配しているのは、障がいを持った子ども対象に支援を行うのは当たり前でいいと思うのですが、その周囲の子どもに対しての障がいを理解する教育などはどこかに入っているのか。それは入れなくてもいいのか。

今、山中委員がおっしゃったようなことはそういうこともあったと思うのです。障がいを持った子をターゲットにした教育は、もちろん必要だけれども、実はそれだけでは十分ではないというお話をされていて、

藤井委員

それはやっぱり障がいのある子どもの教育の中で、ふれるのが1番分かりやすいと思いますね。

森田委員長

そうしますか。

藤井委員

それをどこに入れるかはちょっと分からないのですが、今の観点はすごく大事なことで。

森田委員長

3は、障がいのある子どもを支援しますだからここに出たらいってということかな。それでもいいわけですね。ターゲットが障がいのある子どもということだけじゃなくて、その周りの子どもたちも含めてということなのですよ、ということも方向の3のどこかに入れていけば。

例えば、「ともに学ぶともに育つ」ということを考えれば、周囲の子どももも育っているということも含まれていると、そのことをもう少しはっきりと書いていくという。

そうしましょう。他のところではインクルーシブは使わないようにしましょう。それでよろしいですか。

事務局分かりましたか。インクルーシブは施策の方向の3だけの限定的な言葉にして、解説で言葉の意味を解説していく。しかしこれは、障がいを持った人達をターゲットにした教育ばかりを意味するわけではないですよということも含ませる。実施施策のタイトルからは、インクルーシブをとって「ともに学びともに育つ」ということを表に出す。具体的な方法は今申し上げましたように事務局と私の方で、考えさせていただいて、報告させていただくということにします。すみません、時間を随分取ってしまいましたが、そのような形で運びたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。その他で。

片山委員

15 ページの実実施策(2)の「門真市生徒指導の推進」のところで、現状と課題で、「不登校・長欠児童・生徒の千人率」、「中学校における暴力行為千人率」と載っていると思うのですが、門真市は実は窃盗も多いですし、ここ最近テレビのニュースにもありますように、小学生の薬物の問題も出てきていますが、大麻吸って補導されたというのがあります。その背景をテレビのコメンテーターが言っていましたけど喫煙があるはずなのです。ここ最近私が門真市の街中をふらふらしていても、明らかに中学生が喫煙をしている場合がかなりありまして。児童に対する対応も必要ですけども、逆に、児童生徒が犯罪に手を染めてしまうということに対してもやはり書いておくべきではないかと思うんです。そういう問題行動に対しても指導していきます。何となく全体で15 ページだけを読むと、そういう問題行動に対して全部指導していきますと書かれているんです。けれども、冒頭に来ているのが不登校や長欠児童や暴力行為だけのような感じに見えるので、

森田委員長

もう少し犯罪もここに盛り込むべきだということですか。最初の方に入れておいて、そういうことも視野に入っていますよということを示しておくべきと。なるほど。これはいけますよね。どうですか事務局。

事務局(成田学校教育課参事)

補導件数が出ているはずなので。そういったことをここに書かせていただく。

片山委員

出ているはずですよ。そうですね。確か先日も婦警さんの講演会があった時に、門真市における児童の犯罪は窃盗が一番多い。その中でもバイク窃盗が多いというデータも出ているはずなので。

森田委員長

全国データとの比較もできればしてもらってよろしいですか。入れ込めるのであれば

ば、そういうような犯罪的視野も入っての開発的生徒指導であるということをここで示す。

片山委員

後は学校の先生の負担軽減というところで、32 ページに子どもと向き合う時間を確保する。確か前回までに出ていた統計資料では、学校の先生が負担に思っているのが会議だったと思うんです。学校内部での確か資料的に会議が多くて負担に思っているという先生が一番多くて、これを読んでいきますと、どうも会議を減らしたがつている先生が多い中で、主な実施事業の①のところで、学校組織の改善で「企画会議を設置し」とあるんですよ。

会議を減らしたがつている先生が多い中で、会議を増やしますよというのはちょっと矛盾するんじゃないかなというのがありまして、これを学校の先生が見ると、会議を減らしたいのにまた増えるのかということになりかねないと。

事務局（西岡教育総務課長）

6 ページですね。

片山委員

6 ページの3 番の「学校運営の課題」のところですね。図で多忙原因が会議。改善策として会議。

改善を求めるといふ改善の中には、会議を減らそうとか、組織の合理化だとかが含まれているけれども、これを読むと、会議を増やして考えていこうのようになっているので。

森田委員長

もう少し多忙感を減らすための組織改善であるというようなことを書き込んだらいいのかな。

片山委員

そうですね。

森田委員長

改善しないと合理化ができないかもしれないね。会議の数がそれによって増えてしまったとしたら元も子もないだろうということですね。確かにそうなので、効率的な組織改善を行う会議を行い、学校運営の合理化と言ったらおかしいな。多忙化の要因を取り除くようにしますということですか。そういうことが学校組織の改善の中に書き込まれていないと単に会議が増えるなど。これもちょっと表現的なものを少し考えましょう。ありがとうございます。

片山委員

最後ですが、39 ページの三章の最後の実施政策の2「子どもの支援の推進」のところで、現状と課題の下から2行目の「まなび舎 Youth」が出てきているのですが、一番下の主な実施事業の②「自主自発的学習の支援」のところの文中に「まなび舎 Youth」が出てこないのですね。これは止めるということによろしいのですか方向的に。

事務局（西岡教育総務課長）

抜けているだけです。

森田委員長

了解です。入れましょう。

片山委員

ついでに、「まなび舎 Youth」の注釈の※48 が、実際は※49 なので、48 がダブっているので、

森田委員長

「まなび舎 Youth」は付け加えるということによろしいですか。

事務局（西岡教育総務課長）

「まなび舎 Kids」というのは小学校で実施していて、「まなび舎 Youth」は中学校で実施しているものなんです。

森田委員長

それをちょっと付け加えていただいて。

片山委員

ただ「まなび舎 Youth」の実態を聞いていますと、本当に1人来るか来ないかという現状も聞いていますので、学校によっては、です。この際、止めてしまうのかなど。

事務局（成田学校教育課参事）

今のところは継続です。

森田委員長

継続ですね。ではここに付け加えていただくということで、はいありがとうございます

ました。その他いかがでしょうか。

山中委員

私も 32 ページの「(2) の子どもと向き合う時間を確保」で、課題について企画会議からの意見があったと思うのですけれども、確かに①の学校組織の改善の 3 行を読めば、1 行目から 2 行目にかけて企画会議を設置して効率的な組織改善を進めます。これは、例えば学校外部の人が見たとしたら確かにそう思います。会議が増えているのに、どうして効率的な組織改善ができるのか。単純にそう思われても当然かなというふうには思います。これは多分学校間で差があると思うのです。実情が違っているので、必ずしもどこの学校についても、言えることではないと思いますけれども。私の学校で言えば、企画会議というのは月に 1 回のペースであって、それは、職員会議という前段階の企画会議をして職員会議には全教職員が参加をする全体の会議で、そこに当然議案があって、いろいろ論議するわけですけれども、その職員会議を効率的に時間を何時間もかけてするのではなくて、企画会議の前段階でメンバーは、校長と教頭とそれから各部の部長です。グループリーダー、首席、学校で言えば 5 人か 6 人ぐらいで企画会議を持つ。そこで、いろいろ各部からの案件を出してきてここで一旦整理をするわけです。ここで片づくというのはおかしいですけれども、結論的には職員会議にも挙げないと。報告だけで済ますというようなことで、いろいろと規制線を張るわけです。そうすると、以前の職員会議で、延々と 2 時間 3 時間とやる時もあるので、勤務時間をはるかに超えて 7 時過ぎでもまだやっているという。それが、企画会議で言って企画調整でもんでおきますと、職員会議でも非常にスムーズに行く。企画会議で話し合ったことは、それぞれの学年で周知して職員会議に臨むわけですから職員会議をしなくても一定に効率よく進むと、それが会議としては、増えているように思われるかもしれませんが、学校の運営を全体に見た時には効率良く進むのが実情なのですけれどもね。

その辺りを少し補足させていただきます

森田委員長

これは、企画会議というのではない学校もあるということですか。

山中委員

いや、組織改善が門真市の学校では進んでいますから。概ね全部の学校は名称はどうあれ、そういうような中身の会議は持たれていると思います。それともう一つなのですけれども、32 ページの 3 つ目の「学校の負担軽減」というところで、学校の負担軽減というのが主な実施事業の中で出てくるというのに私は違和感を感じます。確かに、負担軽減をしていただくというのは学校を預かる身としてはありがたいです。本当に子どもと向き合う時間をどう確保するかということが、我々学校の中でも話し合っていて、負担軽減も大事ですけれども、敢えて付け加えていただければ、学校の

独自性、36 ページでも出てくると思うのですがこれは安全安心自立した学校を作るといところで、学校の自立性の確保というのが出てくるのですが、ここでも子どもと向き合う時間を確保するためには、学校で教材研究とか、子どもと学習を通じて向き合う時間を確保していくためにどういうふうに行っているかといところが、学校としての大きな課題だと思うのです。

その辺りを学校の独自性の確保というのか保障というのか、そういったものをここで入れていただければ大変にありがたいなと思います。例えば、教育課程の編成は学校にあるわけですがけれども。我々の今の体制ではなかなか先生方に多忙感があって、忙しいから子どもと向き合う時間がなく、放課後も子どもを帰すと同時に、すぐに会議をしなければならない。そういった日々が毎日続いているのです。これが現状です。だからもっと子どもとゆったりと課題になる話をしてみたり、勉強を見てゆったりという時間がなかなか確保できない状況なので。

私の学校では、時間割をもう一度見直す作業を来年度に向けて行っているのですね。そういったところが、なかなか編成権は学校であると言われながらも難しい問題があって、スムーズにやりたくてもできない。縛りがあってできないこともあるし、具体的なことをやるとすれば、学校の独自性の言葉がいいかどうか分かりませんが、学校の独自性の確保というか、保障そういったこと。子どもと向き合う時間を確保するための何か、学校サイドのそういったものを保障していただければありがたいと思います。これは率直な校長としての意見です。

森田委員長

学校サイドの自立性を高めるというようなことがここに文言としてあると負担軽減になるということですか。

山中委員

そうですね。負担軽減というよりも向き合う時間を確保する。学校サイドでできるようにするということですか。

いや、負担軽減という事ではなくて、学校の課程そのものを、例えば1週間辺りの時間数土曜日も検討してみたのですけれども、なかなかそれはハードルが高いので、そこまでには至らないですけれども、そうした1週間の中で、どう子どもと向き合う時間を確保していくかという一つは、会議の精選はあるのですよ。もう一つは、時間割を見直そうと。そういったことも学校独自で例えばできるようなそういった裁量権があれば。

森田委員長

今、裁量権はないのですか。

山中委員

その辺りは逆に事務局に聞いてみたいのです。

森田委員長

教育課程の編成も元々は学校で行うものですから、時間割を決めたりとか行事を決めたりとか、裁量権はまだ学校にあるわけですね。後はどういう委員会を作りましょうかというようなことは結構決まっていたりするのですか。

山中委員

いや、そういうことはないです。

森田委員長

子どもと向き合う時間を確保するのに、何か裁量権が必要だと山中委員はおっしゃるわけですね。

山中委員

はい、現状のままではなかなか難しいなというのがあるので。

もっと会議を減らせばできるのですけれども。なかなか会議を減らすと一言で言ったとしても、必要な会議をだからこそやっているわけで、それを簡単に減らすということはできないので。

森田委員長

そういう事はできないですね。それは学校サイドではどうしようもないということですか。

山中委員

どうしようもないというわけでもないですけれども。

森田委員長

つまりこの門真市の教育振興計画ですから、各学校の行うことは各学校で。工夫をしていただくとして、市として今の多忙化というのを減らしていこうかという方針がここにあるわけですね。その時に組織を改善してください。支援の効果的な活用してください。それから、学校の負担の軽減をしますと、それに対しての調査はできるだけ手をかけないようにするという事ですか。調査などで改善を図ると、③というのはそういうことですね。

教育委員会との各種調査や研修などにおいて、内容の精選と実施形態の改善を図るということは、研修においても、同じような研修をいくつもしないで精選していくということですね。後は調査も最低限のものにすると、というようなことを言って学校の負担軽減につなげますというのが恐らくこの市として行うことであるというこ

とです。別途さらに学校裁量が必要だとおっしゃっているように聞こえるのですが、それについて事務局はどうですか。今のご意見について。

事務局（三村学校教育課長）

32 ページの3番に書いてある、「学校の負担軽減」という部分は事務局として、できる部分は「内容の精選、実施形態の改善を図る」ということで、先生の会議軽減を図ると、時間が一定になってゆっくと子どもと向き合う時間が増えるのではないかという事です。先ほど山中委員からもお話がありましたけれども。教育過程の編成権は学校側にある、その中で授業実数というお話もありましたけれども、これは規定でこの時間は授業をしなければいけないというのがあるので、それをどう組んでいくのかというのは、またそれぞれの学校の問題でもあり、我々も当然それについては、考えていくべきところであるとは思いますが。その裁量権というのが難しいというか。

山中委員

当然教育課程の編成権は学校にあると、いうのははっきりしていることなので、だから、ことさらここに書くというのは、当然のことだから書く必要もないと思うのです。

だから実際問題として、いろいろ週ごとの時間割をどう編成していくかというところと辺りで、全くそうすると学校ができるのかという問題もあるので。その辺りを言いたかったのですけれども。

なかなかここに文言で、それを入れるというのは教育課程の編成権の裁量といえ、当然、学校側にあるわけですからこれは教育委員会だってそうおっしゃるのは分かっているわけですから。それをここにことさら書くということではないのですけれど、学校が独自にいろんな教育課程上の時間割も含めて、いろんなことを取り組むということをやっぱり支援していただけるようお願いしたい。文言を入れる、入れないは特にこだわっていません。

森田委員長

はい分かりました。そのようなご要望があったということで、学校は教育課程の編成権を含めていろんな工夫ができるように、学校の工夫を支援するというように山中委員がおっしゃっているのですけれども、その文言を入れるか入れないとはちょっと検討させていただいてよろしいでしょうか。

山中委員

はい結構です。

峯松委員

37 ページの「地域による子どもの見守り活動の推進」ということで、これは追加で

入れていただいたのですが、本校も地域の方が地域サポーターを組織的に活動してくださっているのので、普段はこの見守り活動ですごく助かっている部分があります。

ただ、他の学校の話や先生の話聞いていましたら、この現状と課題に書いてありますように活動者の人材の確保が課題となっているように、本当にそのとおりだと思います。五月田小学校も本当に恵まれていると思うのですが、それ以外の学校は人材の確保が難しく、キッズサポーターが組織的や機能的に活動するのがまだまだ難しいという話を聞きます。現状と課題の中で人材の確保が課題と書いていただいているのですが、主な実施事業のところではその課題に対してどうするのかというのがちょっと見えてこない。一番の交通専従員の配置、2番のスクールガードリーダーさんもキッズサポーターもやっていることですので、この人材の確保のためにどうするのかという部分は「引き続き確保に努めます」しか書いてない。

では、もう少し交通専従員さんを増やすのかとか、キッズサポーターがもっと組織的に活動できるようにキッズサポーターの代表の会議を作るのか。まだ具体的な案がなければ、今後は人材の確保を検討しますというようなことを少し入れといた方が、現状と課題がある割にはちょっと方策が見えないなという感じがあるのです。

森田委員長

確保の手だては、具体的には、ここで決めることはできないかもしれないけども。その手だてを考えたおきますと、新しい確保の手だてを工夫してやっていくというようなことを少しあった方がいいのかなと思いました。今後の方向性の中に今のことを入れ込んでいくということにしましょうか。

はいありがとうございました。その他ありませんか。

川村委員

すみません。先ほどの山中委員が言われていた「学校の裁量権」は、35 ページに学校の自立性の確保という部分で裁量権にふれているので、ここで実施事業の一番は、学校の予算ですけども、課題じゃないですよ。こういうところで、教育委員会としても学校の一つとして特徴性のある学校づくりを応援していきますというようなことがあってもいいのかなと。

最初に言っていた「チーム学校」がちょうどこの辺りのページにあって、今、峯松委員が言われたように「あること」を言われている。子どもの見守りにしても、居場所づくりにしても、どちらかというところ、あるものというのか、すでに文科省から出されたものとか、そういうものが多い。これはこれでいいと思うのですが、「チーム学校」としては、今あるものにプラスαで外部人材、それが地域なのか、それとも今ある組織なのか。それに限らず、企業であったり、子どもが何かしら前を向けるようなそういう発信ができるものであれば何でもいいと思うのです。

そういうのが例えば「チーム学校」の 32 ページの外部人材を生かして学校の負担軽減という言葉に替えて、先生達の研修も大事だけれども、外部人材を活用しながら

子どもたちの事業を応援していくというような、そういう言葉があってもいいのかなと思います。

そこにつながってきて、私が個人的に教育を考えていて、大事なのがキャリア教育で14ページの「豊かな心と健やかな体」というところの主な実施事業にキャリア教育研修の実施があるのですけれども、これを見ると、子どもがいかにか就職するかに向けて、など結果が書かれている。

私の中で、キャリア教育というのは、子どもたちが自尊感情とか自己有用とか自分が社会の中で役に立っているのかどうなのか。そこで、ちょっと友達関係なり、学校の社会の中で、プラスに思えることがあるとそれがきっと将来の本当の職業につながっていくというような広い意味のキャリア教育なのかなと思っているのですけれども。

これを見ると、就職するためのキャリアという感覚を持ってしまうのです。その辺りを先生達がどう考えているのかを知りたいのと、その感覚というのは先生によっても違うと思うし、もしかしたら校長先生と教頭先生と教職員の立場でも違うのかもしれない。でもここに書くということは違っていたとしても、これを見ると就職するのが目標ではなくて、前のページなどは学びに応じたになるので、現状の教育で子どもたちをどういう方向性に導きたいのかのような、書き方でもいいのではないかな。これだと就職するためという感覚です。うまく言えないですが。

森田委員長

わかります。今それは確認してちょっと入れ込めるようであれば、入れた込みたいということです。

どうですか事務局、「キャリア教育の推進」14ページの意味内容がどういうものなのか。ここに書いてあるのは、「キャリア教育の視点を盛り込んで、各校の状況に応じて小中学校において引き続き～」のキャリア教育というのは、職業能力をつけるということ、あるいは職業に就いて調査をする、知識を増やすということ以外にも少し広い意味があるのかどうか。

どうでしょう。文科省のいろんな文言が出ているとは思いますが、その辺りを少しご説明いただけませんか。

事務局（成田学校教育課参事）

就職をするためのキャリア教育という観点でこれを推進していこうというものではないのです。各学校もやっけていただいているとおりであります。川村委員のおっしゃるようにならざるも勤労観や職業観が前面に出てしまっている部分がありますので、もう少し包括したような書きぶりの方がいいのかなというご意見を聞いて思ったのですが。

森田委員長

人間力とかコミュニケーション力が入っていると思うのだけれども、そうすると他の

能力と違いが出てこなくなってしまう。キャリア教育といった場合にやはり職業について知るとというのが先ず一つあるのと、働くための能力を手に入れるみたいなものがある、もちろんそれは学力もあるのですが、その辺りをキャリア教育として出すとどうしても職業的なものが前面には出てきてしまうなどは思うのですが、それだけではないというのをこの 14 ページの実施事業の「キャリア教育研修の実施」に職業に特化した教育、職業教育をめざす。それに特化した教育ばかりではなくといったような文言を入れていけば、いいのかという気がします。そういう問題じゃないのですか。

川村委員

そういう問題だと思います。

森田委員長

少し認識をここに示してほしいということですね。

川村委員

結果を書くのではなくて、その結果、就職するためには子どもたちの心の問題とか、その指導もあって初めて就職につながると思うのです。就職するためにはまずはどのような文言もあってもいいのかと思います。

先生達もキャリア教育と聞くとわかっているつもりだけれども。実はもしかしたら、そういった根本を忘れていて。わかっているつもりでも言われて初めて思い出すという部分も、もしかしたらあるのかもしれないと思うので。そういう部分を少し入れるとすごく有効的にキャリア教育というのが進んでいくのではないかなと思いました。

事務局（成田学校教育課参事）

例えば注釈 15 でさせていただいている社会の中での自分の自分自身を模索し、実現していくというようなものもこの文言中に入れようというイメージでしょうか。

川村委員

もうちょっと下の方のことを言っていたので、そういうことなんですけれども、子どもたちが自分の役割とか、そういうところを感じたらいいんですけれども。そこまで感じられない子がきっと多いから幸せでないとか自尊心が低いとか、というところにつながると思うのです。

まずはそういうその子どもたちが自分のクラスの中でも何か役に立っている。苦手なところもあるけれども得意なところもある。それが生かせるから次につながる。それがあから学校へ行けるとか。そんなに高いところではなくてもう少し低いところで本当のキャリア教育の第一歩が何なのかという、基本的な考え方が何なのか。

森田委員長

おっしゃるとおりです。自尊感情とか、そういう方向が前に向くというここがまず達成されないとまずいのだろうというお話なのではないでしょうか。

川村委員

はい、そうです。

森田委員長

そのところをキャリア教育と職業的なものだけに目を向けるのではなくて、足場を固めてからキャリア教育を推進していくようなそういうものになってほしいし、それが分かるようなものにしてほしいということですね。

川村委員

そこまで詳しくないのですが、キャリア教育って言われると最初に先生たちがキャリア教育というのを教職過程で、習う時に就職ですなんですか。それとも、自尊感情を育てた上でのキャリア教育なのですか。

小寺委員

すごく言われていることよく分かるのです。何でと思ったら現状と課題の中でも職業観、勤労観、育成とかそのような目標を実現するためにキャリア教育と書いてあるので。実施事業の中で職業についてのとか、職に就くためのとか、そういうことばかりですよ。

川村委員

もっと本質的な、人としてはみたい。

岡田委員

先ほどの話と似ていて、捉え方もあると思うんですね。世の中のキャリア教育の捉え方も変わってきているし、僕はキャリア教育を考えるときにやはり自尊感情なんです。

自尊感情の中で、大阪の阪大の志水先生の研究では、自尊感情で先のことに夢を持っている、これが1番学力と関係しているという研究結果があったりするんです。生き方としてキャリア教育を捉えている部分もあるんです。一方で、職業でこの前の中学校の提言でもここに出ていましたよね。進路とか、職業につながる。教育をしてほしいというようなことがあったと思うので、行政として整理していただけないですか。注釈に誤解がないようにいろんな考え方があるので。注釈を作っていただくという形しかないのかなと思いますね。

森田委員長

自尊心とはいろんなものがあるわけじゃないですか。それはキャリア教育だけにつながるんじゃなくていろんなものにつながっていくはずですよ。キャリア教育は一つの典型だと思うけれども、それを見えるようにしてほしい、というご要望だと思うんです。例えば自尊心と言えどどの辺りになるのかな、そういうもののキャリア教育につながるというのが見えたり。

川村委員

次のページの15ページの真ん中辺りの今後の方向性の中に自尊心の育成とか。

森田委員長

そうなので、見える形でキャリア教育を出していく。足して行ってほしいということだと思います。その辺りもちょっと考えましょう。

それから学校裁量の問題ですが、裁量が増えてくれば多忙化していくような気がするんですけども。そこはどうやって整理をされているんですか。裁量が増えたら仕事が増えると思うんですけども、教育委員会がこれをやりなさいって言えば、できるような気はしますけれども、そのところを僕は学校経営をした事がないので分からないんですけど。

山中委員

おっしゃることも初めて負担になるのかなというように思ったんですけども。

森田委員長

だから教育課程を編成する時に例えば、1時間を何分にするのかとか言うようなことを考えていたら、要するに今でも時間は決められますよね。1時間の授業は45分でなくてもいいわけですよ。30分だっていいし、20分だって構わないし、国語は何時間教えなさいというのはあるけれども、年間でそれで筋がとおってればいいわけで、どういうふうに決めていたっていいわけだけれども各学校で。決めていたら、ものすごく時間がかかるわけだし。

別に決めたっていいわけだからいいと思いますけども。僕は規制がものすごく強くて、今まで非常に規制があって、考えなくていいというところが、ものすごくあったけれども、それでは対応できないし、学校で考えてくださいというものの中で多忙化が生じているという解釈なんです。

学校の裁量が増えてくれば、多忙化してくるわけです。これをもちろんそうしないと、そうすれば、それぞれもっと子どもたちに見合うような教育ができていくわけだから、教育の質が高まると思うんですけども。裁量権を与えたら多忙がなくなるかどうかはどうなのかな。それができるのであれば、それをやってもいいかなという気はするんですけども。そこは行政としてどうお考えですか。

事務局（成田学校教育課参事）

正直、森田委員長に言っていたらいいのかなと気づいた部分もあるんです。

森田委員長

ですから、裁量を与えるからお金を使ってください。ちゃんとお金を使ったかどうかを説明してくださいと言っているの、仕事は増えていくわけです。今まで説明する必要はなかったんですけども。なぜかと言う、と言われていとおりにお金を使っているだけだったんです。

それを教育委員会が代表として市民に説明をしていたわけですね。でも学校さんやってくださいと言ったら、学校は説明しなければならなくなるわけですね。僕らでもそうですよ。旅費なんて昔は、年間 20 万円と決まっていたんですよ。だから説明する必要もなかったわけですが、今はもらった研究費を全部旅費にしたって構わないんですよ。

だけど説明してねと言われるんです。何でそれが旅費に必要だったのか。だからこうやって全部説明しなければならなくなるわけです。今までは説明する必要はなかったんです。決まっているから説明する必要はないんです。それは教育委員会が市民に説明すればいいわけで、こういうふうに学校で決めてやっていますというような気がするんですけど、違うのかな。

川村委員

仕事目線で言えば受動的か能動的かなと思ったんです。学校に任せてしまうと、自分達で自分達の学校をどうしようという意識が生まれるのです。

森田委員長

だからいいことだと思うんです。

川村委員

それは教育委員会の縛りと言っているのかどうか分からないんですけども、決まりがあって、そこにさらに乗せてしまうとダメだけれども、教育委員会の手を離れて学校側に任せると、できるものがあればこちらの決まりごとをなくして、こちらにするとうなるのか。だからずっと言われるがままにやってきたので、決まりだから。

森田委員長

そういう感じで

川村委員

それがいいのか悪いのか、子どもたちに返ってくることを考えると。

森田委員長

だから学校裁量を渡しましょう。だから学校で考えてください。そうしたら学校は忙しくなる。

川村委員

先生達の意見が聞きたいです。

森田委員長

究極の場合は、人事権も学校に渡してしまうと、教育委員会は何もしなくていいんです。学校で全部審査して人を雇わなければならない。ものすごく忙しくなります。だから人が足りないということになるのかもしれない。ニュージーランドには教育委員会はないですから。全部学校が権限を持っていますから。国と学校しかないわけです。行政がないんです。なぜかという規制がないから。学校が全部できるのであればやってください。全部市民との説明も全部学校ができるのであれば、それはものすごく人が沢山いるし、多分多忙になるんじゃないかと思います。

岡田委員

意欲の問題とも絡んでくるのかなと思うんです。決められたことで、自分達の学校の子どもたちの課題を自分達で考える。それに対する対策を自分達で考える。そのために動くというのは、先生達には気持ち的に効果が出ると思うんです。ただ確かに、多忙化につながるというところはあるんですけども、先ほどの予算のところでは、やっぱり裁量権の拡充と書かれているのは、ありがたいところで、例えば何か足りない時に今、学校で言えば、指導書が足りないんです。そういう現状の時にこの予算で学校独自でこれが買えたらとか、そういうところの自由に動けるところで、予算の拡充権の必要ですし、やっぱり学校に独自性を持たせるためには、強力なリーダーシップが要ります。そこには、やはりバラバラだと余計しんどいので、その問題とも絡んでくる。

森田委員長

そうです。恐らく多忙化と、裁量権というのは関係していて、その問題がある。ということがここに認識としてあって、どういうふうにしていったらいいのかというのを今後の10年間の研究課題というか、それは学校は大変な多忙化で、今のように決められているからさらに多忙になっていくという事もあるわけです。

それを整理していかなければならない課題だなというのを、どこかに認識していますということをどこかであっていいのかなという気はするんですけども、我々も非常に多忙化していますけれども、それは全部自由になっていくと。多忙になっていくというか、それはやる気が出ますよ。今までは文句ばかり言っていたけれども。文句

を言われなくなったら多忙化したとか。その辺りはバランスというか、こちらを立てればこちら立たずというように、簡単にはいきません。自由になったら多忙じゃなくなるということだから。そこのところをどう考えていくのかという問題があるということです。その他ありますか。

工藤副委員長

どうかなと思いつつながら 17 ページの今回、初めて入ったところなので、少し目を通しておいた方がいいかなという。いじめ防止対策の推進というところで、ここだけを見ると、本当に引っ掛かるところがないような文章だと思うんですけども。もちろん、防止できればそれに越したことはないんですけども。

どの子話を聞いても、やはりいじめは起きるということで、それがなかなか伝わらないということがそもそも出てくる。時に防止対策の推進というのが前に出てきた時に、例えばこれを子どもが見た時に、あるいは保護者が見た時にどう思うかなとちょっと思うわけです。

僕が一番この手のものを見た時にそこが一番落ちるなと思ってるのは、いじめをした子に対するフォーカスが弱いんです。いじめをする子に関しては、防止の先にしないんです。本当は、いじめが起こった時にケアをしなければならない対象ではあるんです。いじめをした子も、いじめをした子もいじめられている子も傍観をしていた子も教育には等しい対象なんです。

そういうようなところをもう少し門真市で考えられてきている。そういうような形でもう少し入れ込めないか。どうしてもその構造的な課題というのがそのとおりのことなんです。これだけを見ちゃうと多くの人はいじめっ子の問題というふうにと考えると、もちろんそうなんだけれども。その後の話ですよ。それが起きてしまった。そこで傷ついてしまった子がいて、もちろん防止できればいいんだけど、そういう子どもたちにどういうふうに私達が対応していくのか。あるいはいじめをした子ですよ。あるいはそのいじめに巻き込まれて心ならずもした子ども。その辺りがもう少し下に空欄もあるので、入れ込めないかなと。ちょっと思っていたんです。

森田委員長

これは防止の話をしたけども。起きた後のケアについてもということですね。

工藤副委員長

起きてしまったらと書きにくいと思うんですが、事後的な対応はすごく大事で、次のいじめの防止にもつながると思うんです。その下がもうちょっとあってもいいかなと思うんです。

森田委員長

今の事後的な対応が、次の防止につながるというようところで、防止に書き込め

るかもしれませんがけれども、ケアというのがいじめられた側だけではないという認識がどこかにあると思います。

工藤副委員長

どうしてもいじめられっ子の対応は大事なんですけども。一番大事なことなんですけども。同時にいじめた子、見ていた子と、関わりがなかった子と本当にここでは、いろいろな子が、関わりがあるので。そこも少し具体的に書かれたらどうかなというように思います。

森田委員長

はい、それもちよっと対応していきたいと思います。パブリックコメントまでこぎつきたいんですけども、もうそろそろ時間もかなり費やしているので、いかがでしょうか。もしどうしてもと言うものがあれば伺うことにして、また多分1週間ぐらいの内であればメールでご意見いただくなどもあっていいですか。

もうパブリックコメントまでに集まることができないかと思っておりますので、これを基に、計画素案を修正していきたいというふうに思います。12月からパブリックコメント開始ですので。今日のいただいた意見を修正案として事務局と私の方で、させていただいて、こういう形でいきたいと思うということを皆さんにご報告させていただきたいと思います。

それを基に、パブリックコメントをもらう。パブリックコメントをもらった時点でどこかに修正がつくかもしれませんが、それを皆さんの意見、それから、いただいた意見を基にして最終案を作っていくと。

パブリックコメントをいただく案としては、今までもたくさんのご意見をいただいたので、委員長に一任という形を認めていただけると今後の動きが大変楽になって嬉しいと思います。いかがでしょうか。

そうしたら、どうしてもというのがあれば、ここでちょっといただいて次にいきたいと思います。どうでしょう。

第4章及び参考資料について

森田委員長

続いて、「第4章 計画の推進」及び「参考資料」についてです。
事務局から説明をお願いします。

事務局（西岡教育総務課長）

【第4章】

42 ページをご覧ください。

第4章につきましては、内容についての修正はありませんが、分かりやすい表現に修正しております。

【参考資料】

次に、54ページをご覧ください。

参考資料の部分ですが、「2 門真市教育振興基本計画策定の経過」として本策定委員会及び庁内検討委員会の日程を掲載しております。

そして、55ページでは、門真市中学校生徒会会議提言について記載しております。

次に56ページからをご覧ください。

「中学生アンケート「自分と未来の幸せ・門真のこれから」調査結果」としてアンケートの内容を記載しております。

こちらには前回示めさせていただいた分析の一部を抜粋して掲載しております。

以上、第4章、参考資料の説明であります。

森田委員長

中学生アンケート。中学生からやっていただいたので、最大限敬意を払うべきだと思うんですけども。一部でアンケートの結果が反映されているところがありますので、それがどこかというのわかりますか。

中学生の提言に基づいてここは変更しましたという。ことがあると中学生もいいかなと思うんですけども。55ページです。55ページのところで一部本計画に参考として反映していますという。どこかに合った方がいいと思うんです。一つでも二つでも。

事務局（成田学校教育課参事）

提言3の「学校の図書館を充実し」というということを抜粋してありますが、これはそのまま反映したわけじゃないんですが、24ページに「学校図書館の充実」。ここに子どもたちの声を反映できたらと。提言4みんなで教え合うという部分は最初の12ページにアクティブ・ラーニングに入っています。

提言5は、キャリア教育なのかなと思いますので14ページですね。参考にさせていただいているものです。

森田委員長

これは提言5ですか。提言5が14ページ、提言4が、12ページ、提言3は、11ページ、後は行事を作って参加を呼びかけるというようなことはどうですか。特になければいいですけども、どこに入れたらいいかなと。

事務局（成田学校教育課参事）

頭を悩ましていた部分なんですけども。

森田委員長

了解です。地域のつながりというところなので、どこかにありそうな感じですね。行事ができるかどうかは別にして、やった以上は本当に返していかないと、次は、やってくれないって事はないと思いますけども。最大限応えるべきだと思うんです。これに対する委員会としてのお答えを多分文章として出した方がいいと思うんです。こういう形でやらせていただきました。次回もやってほしいし、ただ答えられなかった部分もあって、それについては今後の継続での期待というようなことを委員長名でもいいし、委員会名でもいいし、それをちょっと出しておくと。

今のままで何もしなくて単なるお飾りでやったということになっちゃうので、そうじゃないものにちゃんと検討されたということが、中学生が今書いてあります。それはまた考えさせていただくということで、いかがでしょうか。では、その他はいかがですか。

岡田委員

38 ページ、39 ページの居場所づくりで、やはりここは大事なところかなと思うんです。今回は38 ページの子どものプロジェクトが出ていて、経済状況や生活状況のなかなか厳しい子の支援として、検討しますともっと今後具体的にどういう政策を展開するのかという。

門真市の実態に合った施策を取り入れるという観点が必要なのかと思うんです。今は内閣府でも色々民間がやっている。子どもの居場所づくりの施策と顔出ししているのので、その中から門真市の子どもの実態に合った施策を何か展開していただければと思います。

これは要望ですけれども、それが一つと39 ページに「学習支援の推進」なんですけれども、これを見ると家庭は負担になる。なかなか学習意欲のある子どもを対象に展開している施策だと思うんです。学校現場で働いていたら、家庭もしんどい、学ぶ気もなくなっている。子どももいっぱい、そういう子どもたちは行かないんですね。この施策に行き当たらないんですね。そこに声かけをしていくというのは僕らの役割でもあるんだけど、やはりそういう家庭もしんどい、意欲もしんどいという子どもたちの救いの場はやはり学校だと思うんです。

そういった意味ではやはり今ある学校を支援するというようなそういった視点も必要なのかなと思います。

森田委員長

学校支援する。

岡田委員

学校支援するというか、ともに学ぶということを前面に出しているわけですからそれを支援するような市としての対策はないのかなと思うんです。

森田委員長

それは例えば「チーム学校」でお話したようなカウンセラーとかはソーシャルワーカーとかとは別ですか。

岡田委員

それも含まれています。

ここに書いているというのであればそれでいいんですけども。とにかく子どもの学習支援は本当にしんどいのでなかなかあったものがない。ここに書いてあることに行き当たらないんですね。そういうことも市としては、踏まえていますというような姿勢がいると思ったんですけども。

森田委員長

学校支援する。地域に家庭を結んで、学校を開いていろんな専門家に入ってきてもらう。それから、ボランティアにもいろんな力も利用していく、という方向は「チーム学校」で出ているかと思うんですけども。具体的にはどんな支援ですか。

岡田委員

ここで書けるのかどうかはわからないんですけども。外部のボランティアさんをもっと入れていくとか。学校とは人ですからそういう子どもたちは、関わりをすごく求めてくるので人が足りないというのが一番にあって、ボランティアも裁量権とも絡んでくるのですが、学校独自に謝礼を渡したりとか、今はお金がないですから。

藤井委員

ここは基本的に「子どもの居場所づくりでみんながつながります」というような施策の方向があって、そういう地域を活用した子どもの居場所づくりを作りましょう、あるいは教育委員会や家庭も含めて居場所を作ろうということなんだけれども、参加しない方、家庭から出てこない子というようなイメージですよ。本当に申しわけないけれども、そういうお子さんと接点を持てるのは、学校しかない。なぜかという義務があるから、学校には行かなければならないという親の義務があるから。そこは学校を一つの規定にしなければならぬわけで、そこをどう支えてくれるのかというご意見だったと思います。

岡田委員

そうなんです。

藤井委員

それはすごくよく分かります。

それが福祉領域のさまざまな施策が学校に持ってこられて、「チーム学校」とか言われて、それは学校の先生がするんじゃない。福祉系の人が学校にどんどん入って、そこで学校という場をプラットホームとしていかにその子達を支えるかというのが大きな流れとして学校に流れてきていると。あちこちにそういうこと書かれているんだけど、それをパッケージのような形で書いてないので分かりにくいということですね。

岡田委員

はいそうです。

藤井委員

それは中には書き込まれていると思うし、国や府から降りてきた時にもさっと飛びついて行く、という書きぶりにはなっていると思います。

森田委員長

そんなような感じがあるんですけども、これを実体化していくということでかなり時間も必要だしお金ももちろんそうなんでしょうし、組織改革をしていかないといけない。福祉の人に丸投げではできないんです。学校の先生も絡んでいかなければならないので、なかなか時間がかかることかと思えますけれども、それをやらないと今おっしゃるように参加度が低い子に対して、なかなか働きかけができないということになっているんじゃないかと思えます。

工藤副委員長

関連しているんですけども。先ほども外部のいろんなものの活用と言う話ももしかするとそういうことを検討していただけるのであれば、書き込むことがあるかなというのちょっと思ったんですけども。不登校のお子さんの件の家庭学習ということで、NPOは、いろいろできているんですよ。この辺の近くにあるかどうかはちょっと知らないんですけども。それは箕面市の方で、中心的にそれをしていて、学生もボランティアを集めて学習支援をしている。

派遣しているというケースが結構あって、例えばそういう仕組みというのも利用として保険という形を入れておくと、一種のアウトリーチの一つだと思うんですけども。具体的にどうするかというところなかなか難しいんですけども、予算化ができれば、それも一つなのかもしれないですけども、連携を積極的に行政として進めるやり方ができるのかもしれない。僕は具体的な事わからないですけども。そういうのをちょっと書き込む。おっしゃることは本当にそのとおりで、なかなか来られない子どもも含めて、となると、そこをちょっと考えてみるのも一つはあるのかなと思います。

片山委員

かがやきで、どこかに出ていませんでしたか。

29 ページの現状と課題の 2 段落目に、「適応指導教室かがやき」があります。

森田委員長

いろいろやってはいるんですが手が届かない部分があつて。

工藤副委員長

適応教室はいいとか悪いとかは別なんですけども。親御さんからするとハードルが高いという方がいて、NPOで学習支援をしているところの何がいいかというと、よく出てくることが、大学生がいるということがあるんですね。

一方で、学習に特化をするだけけれども。同時にそういうところというのは、他の居場所の運営をしていたりするので。いくつかがネットワーク上になっていると思うんですよ。

段階を踏んでプランを立てやすいということがよく言われていて、例えば行政が中心になる部分と行政であるということに対して抵抗がある人がちょっと行ける場所、活用できるようなものとして、そういうようなイメージで今は申し上げたんです。本当を言うともう少しその連携を考えてみるができるようであれば、一つかなというという事ではあるあるんですけども、

森田委員長

今あるものプラス α で可能性も考えていかなければいけない書きぶりがいいのかなという気がします。ただそこをやっていくというは。

片山委員

確かに、門真市でもNPOで3団体ぐらいあると聞いています。

高松委員

3歳児くらいでブルデューのハビトゥスが形成されると言われていて、その人を行動に向かせるメンタリティのようなものは幼稚園や保育所の時点である程度ですけどできてしまうので、文化的資本経済的資本を親が投入できない層の子どもたちにどのように楽器なら楽器、美術作品に向かうようなメンタリティを形成するのかというと、小学校段階ではちょっと遅いと思います。

森田委員長

遅い、そうですね。

高松委員

もうちょっと早い段階で文化財にふれる。読書にふれる。そういう機会がないとそこから学力格差が始まってしまう。そういう貧困層のお子さんの学力が低下していく。もうちょっと早くから始める方がいいような気がします。

森田委員長

資源が限られているわけだからどこに投入していくかという戦略かな。高松先生そういうのが必要かもしれないですね。必要だから何でもかんでもやるんじゃないでどこをやらなければいけないのかという一番力を入れるところはどこなのか。そこに戦略を立てていくということになります。そこも戦略かなという気がします。そこを少し書いてもいいかもしれないです。読書活動などもやっているわけですし、そうした働きかけも不可能ではないとは思いますが。ではそれも含めてちょっと考えていきたいと思えます。確かにおっしゃるとおりだと思います。

いろいろ入れなければならないものがたくさんあるんですけども今回は雛形になって次もやっていくということになりますので、課題は何だったかというのをどこかで少しまとめるところがあるのかもしれないかもしれません。いずれにせよ、時間が限られていることですので、できるだけ今考えられることでこの形を基にして入れ込んでいければいいと思えます。

今回出された意見を基に、計画素案の修正をしたいと思えますが、12月からパブリックコメントを実施することになるので、修正された案については私、委員長に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

森田委員長

それでは、修正案については事務局と話をさせていただきます。

修正案が確定しましたら、事務局から各委員にメールや郵送などで、早急にご提示したいと思います。

2. パブリックコメントについて

森田委員長

続いて、「案件2 パブリックコメント」についてです。

事務局から説明をお願いします。

事務局（西岡教育総務課長）

資料4「パブリックコメントについて」をご覧ください。

本市では、「門真市パブリックコメント手続制度要綱」に基づきまして、主要な計

画を策定する際には、あらかじめ案を公表し、市民の意見を募集することとしております。

資料4は、意見の募集の手法を示しているものでございます。

意見の募集期間は、平成27年12月1日から12月23日までを予定しており、教育振興基本計画（素案）をお示しした上で、意見を募集するものでございます。

なお、案につきましては、ホームページ上で公表するほか、教育総務課、学校教育課、市役所本館入口、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、門真市民プラザ、市立公民館、市立文化会館、市民交流会館中塚荘、図書館本館、市民文化会館ルミエールホール、女性サポートステーションに意見箱とともに設置する予定でございます。

以上でございます。

森田委員長

パブリックコメントについて、何かご意見ご質問はありませんか。

意見なし

これをもとにコメントの修正をお願いいたします。

3. 今後のスケジュールについて

森田委員長

続いて、「案件3 今後のスケジュール」についてです。

事務局から説明をお願いします。

事務局（西岡教育総務課長）

資料5スケジュールをご覧ください。

先ほど説明いたしましたとおり第4回策定委員会が開催された後、12月1日から12月23日までパブリックコメントを実施いたします。

パブリックコメントの実施については、11月27日に開催される教育委員会定例会で報告されます。

そして年明け、平成28年1月中旬に開催される庁内検討委員会を経て、1月後半に予定しております第5回策定委員会を開催し、パブリックコメントにおいて出された意見について検討をいたします。

そして、最終2月中旬に予定されている第6回策定委員会で教育委員会に対し答申いたします。

その答申を受けて、2月26日予定されている教育委員会に、パブリックコメントの結果とともに、議案として上程し、策定いたします。

以上が今後のスケジュールでございます。

森田委員長

今後のスケジュールについて、何かご意見ご質問はありませんか。

[意見なし]

4. その他

森田委員長

それでは「4. その他」についてですが、次回の開催日程について、事務局からお願いいたします。

事務局（西岡教育総務課長）

次回、第5回策定委員会ですが、パブリックコメントを実施し、出された意見の内容について審議するため、1月下旬の開催を予定しております。日時や場所については、各委員の皆様のご都合をお聞かせいただいた上で、決定し、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

森田委員長

その他、皆さんからご意見やご質問は、ございますか。

全委員

意見なし

森田委員長

ないようですので、これで第4回門真市教育振興基本計画策定委員会を終了させていただきます。本日の会議は、バージョンアップできる実のある会議になったと思います。どうもありがとうございました。

本日はありがとうございました。お疲れ様でした。